

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第1回)
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課
開催日時	令和3年5月13日(木) 午後2時00分～5時10分
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第1号                      インクルーシブ教育システム構築に係るファイル整理ソフト開発業務委託</p> <p>(2) 諮問第2号                      支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>(3) 諮問第3号                      支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置</p> <p>(4) 諮問第4号                      児童相談所業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用</p> <p>(5) 諮問第5号                      (仮称) 児童相談所業務システムによる個人情報の電算処理及びそれに伴う子育て相談管理システムによる電算処理の項目変更</p> <p>(6) 諮問第6号                      (仮称) 児童相談所業務システムの構築及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>(7) 諮問第7号                      「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」支給事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>(8) 諮問第8号                      「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業管理システム」(仮称)による個人情報の電算処理</p> <p>(9) 諮問第9号                      「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」事業の委託に係る措置</p> <p>(10) 諮問第10号                      インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p> <p>(11) 諮問第11号                      児童福祉補助システムの改修及び保守業務委託に係る措置</p>

# 会 議 録

議 題		<p>(12) 諮問第12号 保育園業務支援システムの導入による個人情報の電算処理</p> <p>(13) 諮問第13号 保育園業務支援システムの導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>(14) 諮問第14号 保育園業務支援システムの導入支援及び保守業務にかかる措置</p> <p>(15) 諮問第15号 保育園における午睡チェックシステムによる個人情報の電算処理</p> <p>(16) 諮問第16号 保育園における午睡チェックシステムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>(17) 諮問第17号 保育園における午睡チェックシステム導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>報 告</p> <p>(1) 令和2年度「子どもへの暴力対策事業(CAP)」業務委託 (2) 令和2年度「レミダワークショップ園内研修」業務委託 (3) 建築確認受理簿の電子化作業の委託 (4) 建築計画概要書等の電子化作業の委託</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉隆義(会長)、河原弘明、小林ひろみ、辻 薫、松下創一郎、岡 将太、紙子陽子、田中 治、戸内洋二、苗加一男 計10名
	説明者	指導課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、子育て支援担当係長(児童給付)、子ども若者課長、保育課長、建築課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)
事務局(担当課)		政策経営部 区民相談課

# 審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、村山委員、松戸委員、國松委員、升元委員よりご欠席の連絡をいただいております。

傍聴の方は、現在のところございません。

審議に先立ちまして、緊急事態宣言解除後の開催を予定しておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことで、宣言中の開催となったことをお詫びいたします。

次に、4月の人事異動に伴い、職員の異動がございましたので、改めて紹介させていただきます。

政策経営部長、奥島正信でございます。

政策経営部長：よろしくお願いたします。

区民相談課長：情報管理課長、秦幸一郎でございます。

情報管理課長：よろしくお願いたします。

区民相談課長：区民相談課長、井上一でございます。

区民相談課行政情報グループ係長、真野克枝でございます。

行政情報グループ係長：よろしくお願いたします。

区民相談課長：区民相談課行政情報グループ、新井康仁でございます。

行政情報グループ担当：よろしくお願いたします。

区民相談課長：なお、行政情報グループの八木、恵良は異動いたしました。

本年度は、以上の職員体制で執り行ってまいります。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料1から16と、報告資料1から4の資料でございます。

さきに送付いたしました諮問資料より、諮問事項が1件増えておりますため、諮問資料17については、机上配付とさせていただいております。それに伴い、次第も差し替えとさせていただきます。

また、諮問資料14別表の内容が一部修正となりましたため、差し替えとなります。さらに、資料14及び資料16の別紙2「流れ図」を追加配付させていただいておりますので、後ほど、ご説明の際に併せてご覧いただきたく、お願申し上げます。

また、前回の議事録を配付しておりますので、お持ち帰りいただき、内容の確認をお願いいたします。修正点等ございましたら、お手数ですが、5月27日木曜日までにご連絡いただきたく、お願申し上げます。

お手元の資料をご確認いただき、不足している資料ございましたら、お声がけくださいますようお願いいたします。こちらからお持ちいたします。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくお願いたします。

会 長：ただいまより、令和3年度第1回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

# 審 議 経 過

No.2

本日は、諮問事項17件、報告事項4件を予定しております。

ただいま、井上課長からもお話がございましたが、本会は緊急事態宣言下での開催となっております。換気や座席の配置など、配慮をいただいた上で開催することを判断させていただきました。二、三時間を目途に執り行いたいと考えておりますので、速やかな議事進行に皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早々審議に入りたいと思います。

議題に入りたいと思います。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第1号、インクルーシブ教育システム構築に係るファイル整理ソフト開発業務委託。

諮問第2号、支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集。

諮問第3号、支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置。

諮問第4号、児童相談所業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用。

諮問第5号、(仮称)児童相談所業務システムによる個人情報の電算処理及びそれに伴う子育て相談管理システムによる電算処理の項目変更。

諮問第6号、(仮称)児童相談所業務システムの構築及び保守業務の委託に係る措置。

諮問第7号、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(仮称)支給事業に係る個人情報の目的外利用。

諮問第8号、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業管理システム」(仮称)による個人情報の電算処理。

諮問第9号、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業管理システム」(仮称)の保守作業の委託に係る措置。

諮問第10号、インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合。

諮問第11号、児童福祉補助システムの改修及び保守業務委託に係る措置。

諮問第12号、保育園業務支援システムの導入による個人情報の電算処理。

諮問第13号、保育園業務支援システムの導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合。

諮問第14号、保育園業務支援システムの導入支援及び保守業務にかかる措置。

諮問第15号、保育園における午睡チェックシステムによる個人情報の電算処理。

諮問第16号、保育園における午睡チェックシステムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置。

諮問第17号、保育園における午睡チェックシステム導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合。

以上17件でございます。それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から、必ずお近くのマイクをご使用ください

# 審 議 経 過

No.3

ますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際は、スイッチをお切りくださいますよう、お願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料1、諮問第1号について、教育部指導課長よりご説明申し上げます。

指導課長：指導課長の佐藤明子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず諮問第1号のインクルーシブ教育システム構築に係るファイル整理ソフト開発業務委託について、ご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、このソフト開発に至るまでの簡単な経緯について、ご説明をさせていただきたいと思います。

本区におきましては、特別支援教育に対しまして、一人一人を大切にする教育の推進として、知的の固定学級の設置や情緒に困り感を感じていらっしゃる特別支援教室の利用などを踏まえて、様々な教育場所を設置して教育を進めております。その学級においては、子供たちのニーズに合わせた学習を展開するとともに、知的に課題のあるお子さんに対しては、特別な支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を積極的に現在促進をしているところでございます。学校では、その促進をするために、具体的には、子供たちの実態を十分に踏まえた上で計画を作成し、例えばですが、学校行事や校外学習、縦割り班活動などを行って、現在進めているところでございます。

一方で、その交流にはたくさんの準備が必要であり、学校におけるインクルーシブな教育の実践が順調に進んでいるとは言えない状況にあることも事実でございます。そこで、区教育委員会といたしましては、この課題を解決することが、まず豊島区におけるインクルーシブな教育の実践につながるというふうに考えまして、体制づくりをすることが最優先であるというふうに考え、このたび東京都教育委員会の指定事業であります「インクルーシブ教育システム構築に関する実践的研究事業」というのを受けまして、その指定を受けながら本区の特別支援教育を促進する体制を整えたいというふうに考えました。

この東京都の「インクルーシブ教育システム構築に関する実践的研究事業」でございますけれども、先ほど、私のほうからご説明させていただいた通常の学級と特別支援学級の子供たちの交流及び共同学習を促進させていく内容や、また先進的な授業を展開するために大学教授による助言でありますとか、もっと先に行くところと言うならば、就学相談も踏まえた上での切れ目のない特別支援教育の支援というところについてを研究していく内容でございます。

これまでも、先ほど冒頭でご説明させていただいたように、特別支援教育に関して、本区は進めてきたところでございますが、学校の中では学級活動や給食、係活動等のところにまで、日常的な活動にいくところまでは、正直なところ、いかないのも現状なので、これを機会に促進をするためにファイル整理ソフトを開発し、先生方が子供たちに向き合う時間を確保するとともに、子供たちに向き合う時間を確保しながら、それをしっかりと検証、または記録、そして、それを蓄積することで新しい特別支援教育を展開

# 審 議 経 過

No.4

したいというところからファイル開発までつなげていきたいというふうに考えたところでございます。

では、資料1に基づいて、ご説明をさせていただきます。

本事業は、先ほどご説明しているように、東京都教育委員会指定事業の「インクルーシブ教育システム構築に関する実践的研究事業」の実施に伴う事業の一部の事業となります。開発費用につきましては、この事業費の中から支出する計画でございます。

業務の概要でございます。具体的にはファイルを開発するというところに目的がございますので、現在、学校が行っている特別支援教育を進める上での指導計画や支援計画、学習の記録などの蓄積しているものをしっかりと整理する検索ソフトを開発したいというふうに考えております。

そして、この諮問をする内容の中では、そのソフト開発自体の作業を委託するというところに目的がございます。学校の中では、幾つもの情報を照らし合わせながら、紙の資料であったり、データの資料であったりというものを、幾つもの資料を持っているというのが現状でございます。このソフト開発によって、現在、学校が様々なところで、いわゆる記録を残しているもの、それから計画をこれから立てていくというものを短い時間で作成したり、または、その作ったものを子供の実態に応じて更新したり、修繕、それから改善、修正しやすくなるということをファイルソフトには目的としているところでございます。

対象者でございますけれども、今回は該当人数を1万2,000というふうに示しておりますが、これは豊島区立小中学校の児童生徒数の概数になります。実は、この事業自体は、モデル校を要小学校に指定しておりますので、まず380人が、要小学校の在籍の子供たちの数になりますけれども、380人を対象に、ファイルを開発したソフトでやっていきたいというふうに考えております。要小学校の開発後、可能性が見えた際には、全校展開も含めまして、1万2,000というふうに、今回示させていただいたところでございます。

委託の理由でございますけれども、ソフト開発でございますので、一定の専門知識やツールの活用等が速やかにできるところが必要ということで、今回、業者委託にしたいというふうに考えました。

また、東京都より本事業は指定を受けているというところでもありますので、このソフト開発自体も、今後のインクルーシブ教育の先進的な一端というふうにして、東京都にも還元したいというふうに考えております。

効果でございますが、事業の背景を説明したときにもご説明しましたけれども、開発ソフトを今後学校が使っていくことで研究の促進にもつながり、子供たちの活動時間を確保するということが見えてくるかと思えます。ぜひその視点で、子供たちの活動時間を確保するというところにつなげてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、3の一括承認基準の該当の有無でございますが、ございません。事例についても、ございません。

過去の類似案件でございますが、この資料1にお示しさせていただいたのは、さきに

# 審 議 経 過

No.5

豊島区の子供たちには、一人一台タブレットを配布していただきました。その際の児童生徒用のアカウントを、指定業者に一つ一つ子供たち用にということで設定していただいたときの事案でございます。学校に入ってもらって作業してもらおうという視点から、類似案件という形で、今回お示しさせていただきました。

諮問理由でございますが、今回、全くの新たな事業であるということから、今回お示しさせていただいたというところでございます。

6の取り扱う個人情報についてでございますが、学校はご存じのとおり、子供たちの個人情報というのをたくさん持っております。学校はこれまで、いわゆる児童生徒の学習内容や、また、それに向かっていくための指導計画、やった後の記録などを、いわゆるパソコンを使って、様々作成してきております。それとは別に、学校には学籍簿を残すために更新システムというものを持っているんですが、今回は、これとは全く切り離れた形で対応するものになります。学校が日常から使っている指導計画や、記録などで取りためているもの、また、今後蓄積していくものをソフト開発によって、そこで一元化しながらファイリング整理をしていきたいというふうに考えております。

また、今回、たくさんの項目を挙げさせていただいた背景には、特別支援教育を促進するためのものがございますので、いわゆる特別支援学級に在籍しているお子さんの内容について、関係するところから、そこに出ております、例えばですけれども、生年月日や健康状態、検査結果というような項目が出ているという状況でございます。あと、通常の学級のお子さんにはこういう項目はないんですけども、いわゆる知的な特別支援学級に在籍しているお子さんには、個別の支援計画がございますので、その中にはこれまでの就学相談の経歴でありますとか、また、入学・卒業に当たっての、様々な相談等についての記録を書きためているものもございますので、そういう視点からたくさんの項目を挙げさせていただいたということです。全部の、果たして項目が該当するかというところは、ちょっと分からないところではあるんですが、その状況を見ながら、実践をしてまいりたいというふうに思っております。

学校が作成している指導記録等を、この検索ソフトを使っていくことによって、やっけていきますけれども、そもそも校務支援システム、それから校内LAN自体は外部につながっているものではありませんので、ここの中でしっかりととどめていくという仕組みをつくっております。

7の情報の保護でございますが、別紙1のとおりでございます。特に変更した項目はございません。

審議の対象の範囲でございますけれども、今回、要小をモデル校とさせていただいておりますので、作業場所としては要小を提供して、実践してまいりたいと思います。委託業者の方々に入ってくださいけれども、校内のLAN上に、このソフト開発をしていただきますので、完成したものは校内LAN上に残るというものになります。

区といたしましては、その委託業者がしっかりと個人情報を遵守しながら、作業を進められるか、または計画どおりに進んでいるかということ、随時ご報告を受けながら進めていきたいというふうに考えております。

# 審 議 経 過

No.6

委託先でございますけれども、今後、この内容自体が第二次補正予算の議会に入れている案件でございます。議決後、競争入札にて事業者を決定したいと思います。なお、個人情報適切に扱う業者を選定するとともに、特別支援教育に関わる内容ですので、その視点を十分に踏まえた上で選定したいというふうに考えております。

契約の締結日の予定でございますが、7月下旬を予定しております。完成は、3月の末、令和4年3月を想定しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終了したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：今の説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

A委員、お願いします。

A委員：今、お話を伺っていた関係で言うと、まず先ほど、お話しモデル校である要小を対象に。あそこ、すずかけという、固定の知的の特別支援学級がありますよね。それで、先ほどの話ですと、子供については、特別支援の子供は、個別のいわゆる指導計画というのがあると。それ以外の通常学級の場合は、個別ではないものがあるというふうに聞いております。それで、今回は、その個別のものをパソコンでつくるみたいな、そういうイメージのシステムなんでしょうか。

会 長：課長。

指導課長：委員がおっしゃるとおりで、そこだけではないんですけれども、いわゆる交流及び共同学習を進めていく中で、通常の教育の計画というのは、1年の初めに、今年度1年間、こういう形で指導しますよということで計画を立て進めています。これは、通常の学級も、知的の固定の学級も同じなんですけれども、やはり特別支援学級に在籍するお子さんに関しましては、より丁寧に一人一人の実態に応じてというところが必要ですので、すずかけ学級自体の、いわゆる1年間の指導計画にプラスアルファして、そのお一方お一方の個別の指導計画があるという状況です。

現在は、年に3回ぐらいのペースで先生方も学校の中で見直したり、改善したり修正したりということをしているんですけれども、この記録を取りためていくことによって、いろいろな、いわゆる記録内容がひもづけられて、先生方が素早くそこを更新しながら、お一人お一人のニーズに合った教育がより早く迅速に進められるのではないかとというのが、そもそも、このソフト開発をしようと思った発想でございます。ですから、その指導計画を書きためるだけではなく、日常の活動の記録も含めて、今回、いろんなところをそこに入れていくところで、このソフト自体は、あったものを蓄積して、いわゆる目次機能というか、検索ソフトみたいなことをイメージしていますので、より先生方が事務的なところの処理を簡単にしながらということを目的としてやればなというふうに考えております。

会 長：A委員。お願いします。

A委員：少し、イメージは湧いてきまして、そして一方で校務システムというのかな。豊島区の場合、いわゆる子供たちの成績表だとか、そういうものについては、やっぱり一つシステムがあって、それとは連動はしない形で作ると。こういう形のシステムだというふ



# 審 議 経 過

No.7

うに話がありました。同時に、先ほど、まずはモデル校でと言っているんだけど、今度は全小中学校の子供も使うことになるので、該当者数がこれだけ大きくなっているという。そこはどういうふうに考えて、このソフトは基本的には、そういう知的の子供だけではなくて、まずは要小学校単体だから、固定級だけではない、ほかの子供も関わるというふうに言うんだけど、何が関わるのかというのが、取り扱うデータとして何が関わるのかというのがちょっとイメージが湧かないんですが。

会 長：はい、課長。

指導課長：要小学校全児童というふうに申し上げましたけれども、具体的に最初の入り口はすずかけ学級、いわゆる知的の固定のお子さんのところが入り口になっていくかと思いません。

ただ一方で、先ほどのインクルーシブ教育システムの構築というところで、最初にお話しさせていただいたところの、特別支援教育の促進、充実という視点からいったときには、通常の学級のお子さんの中には、学級には在籍はしていないけれども、特別に支援を要する教育を求めているお子さんも、一方ではいるというふうに、私も指導課とか、教育委員会としては認識しています。在籍しているお子さんだけがその教育を受けられるのではなくて、在籍していない、通常の学級のお子さんの中にも、もしかしたらその可能性があるというお子さんも出てきたときに、速やかにその作成ができるようにということイメージして、要小学校の380人ということをお示しさせていただきました。ですから、1万2,000というふうに言ったのは、その要小をきっかけにして、全校というふうに考えたときには、将来的にはそういうことになるのではないかということで、数字をお示しさせていただいたという状況です。

会 長：はい、A委員。

A委員：つまり、該当者というのは可能性というところで、先ほども説明があったけど、モデル校であっても、いわゆるすずかけの固定級の子供だけではなくて、場合によっては通常学級に行っている子供も、こういう個別の指導書を作ったり、あるいはそれでお互い先生方が情報を共有するほうがいい場合もあるから、そういうことも含めたデータを取り扱うシステムになっていくと。こういうことですね。

それで、学習の記録について、保存期間、紙ベースとかいろいろあったと思うけど、保存期間というのがありますよね。それはどのぐらいですか。

会 長：はい、課長。

指導課長：5年になっております。

会 長：はい、A委員。

A委員：そうすると、はっきり言うと、いろいろ、研究とかする分には、記録はずっとあったほうがいいんですけど、個人情報として、学校で、例えば通信簿がどうだったとか、ちょっと日常生活があまり、しつけがどうだったとか、そういうことを含めて評価がある、そういう記録、何だっけ、要録ではなくて……。

指導課長：指導要録ですね。

A委員：要録ですね。これ自体の記録は5年となって、紙ではなっていて、今回のこういう記

# 審 議 経 過

No.8

録も、やはり同じぐらいで廃棄をされるというふうになるのでしょうか。

どういうふうに見たらいいかって、すごく微妙な問題ではあるんですけども、つまり、障害があるんだよということとか何とかって、結構センシティブ情報に近い部分も出てきますので、かつこれからは切れ目のない支援ということで、幼稚園や保育園や、それから学校でどうだった、これから社会に出てどうするといったときに、いろんな記録が必要だということも可能性はあると思うんですけども、そういうことを考えたときに、この今回取り扱う記録というのは、どういう取扱いをする予定なんですか。

会 長：指導課長。

指導課長：これはまさに、公簿ではない、いわゆる指導要録のような公簿ではないものでして、いわゆる指導記録としてためていくもので、更新をしていくものになります。例えばですけど、進級をこれからしていくお子さんに対して、豊島区内の小学校から中学校へ、例えば進学をされるお子さんでしたら、豊島区内の中で情報交換、これはできると思うんですが、例えば中学校から高等学校へ進学、高等部へ進学する、また上級学校へ進学する場合がありますとか、今お話をされました就学前のお子さんのことについてということについては、今の段階では全く、正直なところ切れ目のないというところは視野に入れながらも、想定はちょっとしていないところです。あくまでも、今、要小学校で在籍しているお子さんたちにとって、このお子さん一人一人が、本当にいい教育を受けてもらうために、いわゆる、いろんな学校の中で取り組んでいる教育活動を、しっかりとひもづけして、検索できるようにしていくことによって、もしかしたら、今までは、いわゆる学校行事と言われるようなところでしか、この子供たちの交流及び共同学習の可能性はなかったかもしれないけれども、いや、もっとこういう工夫によって、日常的な子供たちの学習機会も増えていくんじゃないかというようなことにつなげていきたいことが目的で、この情報をファイリングしていくことが目的では全くないです。子供たちにどうやっていい教育をしていくかというための、あくまでも、いわゆるそのソフトを、検索ソフトを作りたいということです。そういうご理解をいただければなというふうに思います。

会 長：A委員。

A委員：私自身も、ではどういうふうにしたらいいかという案を持っているわけではないんですけども、今まで紙ベースだったから、まず漏れることはあるにせよ、それなりになっていたものが、今回は、例えば要小学校でやっても全校的になって、お互いやり取りができる、そのときには多分、匿名性があるような形で、こういうパターンでみたいな、そんなのになるかもしれませんが、やはりそういうことができるようになるということによる、ちょっと個人情報、プライバシーという、そういう点でのファイリングとか、プロファイリングみたいになると、ちょっと気をつけないといけなかなと思ったので、そこはどこかでちゃんと検討していただいたほうがいいかなというふうに思います。

取りあえず、以上です。

会 長：はい、B委員。

# 審 議 経 過

No.9

B委員：大体、業務改善とか、あるいは現状における記録の整理といいますか、ある程度パソコンで記録をしているわけですが、これを系統的に整えて整理をしていくという作業だと思うのですが、やっぱり現場で従事している先生方の協力を求めて、改善をしていくという必要性はあると思うんですけど、最終的に、契約締結が7月下旬ということなんですが、大体どの辺の期間でこの内容を整理していくという作業を進めるんですか。完成というやつ。

会 長：指導課長。

指導課長：夏以降、1月、2月ぐらいまでというふうに思っています。このことをやることによって、先生方の業務が増えてはならないので。

実はモデル事業という形でもいただいているんですけど、これはどこにモデルが係っているかという、教育委員会に実はモデルが係っておりまして、私たち、この東京都からいただいた事業自体は、教育委員会のいわゆる改善事業ということでいただいているものです。ただ、私たち、教育委員会事務局の中では、もう大人の中でということだけで、実際に子供の姿が見えないとできないということで、今回、1校指定にして、要小ということで先進的にやってみようということなので、実際にやるに当たっては、私どもの指導課にいる職員が入り込んで、いろんなことをこの後一緒にやっていくという作業をイメージしております。

会 長：はい、B委員。

B委員：もう一点、ちょっとお聞きしたいんですが、いわゆる情報としては閉鎖された情報だということなんですけど、例えば父兄が、従来もあったと思いますけど、自分の子供の記録はどういうふうになっているのか見たいとか、そういう問題に対する対処というのはどうなんですか。

会 長：はい、指導課長。

指導課長：実は、個別の指導計画を作成するに当たっては、これは学校だけが作っているのではなくて、知的の固定学級のお子さんや、それから特別支援教室のお子さんに作る指導計画、支援計画については、保護者の方たちにご承認いただいているという現状がございます。今回、この度、こういうソフトを開発するに当たっては、もともとこの事業をやっているということは、要小学校の保護者の方たちには全部説明していますので、改めて開発をするという話、ファイルというんですか、より子供たちのいい教育のためにということで、どういうモデル事業をするかというのを保護者にきちんと説明をしていく必要があるというふうに思っております。

B委員：分かりました。

会 長：C委員。

C委員：通常学級では、今まで担任の先生が記録しているものとかそういうものは紙ベースなんですか。システムにはなっていないんですか。

会 長：指導課長。

指導課長：必ずしも紙というわけではなくて、いわゆるパソコンで作ったものについて、データで保存しているものもございます。先ほどの要録のお話、指導要録というのがござい

# 審 議 経 過

No.10

まして、これは公簿になりますけれども、国が決めている子供たちの学籍簿になりますけど、これは結局、通知表などとも一緒に、いわゆる時間軸から言うと、非常に長いスパンの中、例えば1年間の中でそのお子さんがどう変容したとか、そういうものを記録するものが、結局、指導要録になるんですけど、これから私たちがこの手がけようと思っているものというのは、日々のお子さんの学習活動の様子であるとか、記録を取りためているものをデータ化したいというふうに思って、データ化というのは、要するに、ソフト開発でしっかりと検索ソフトの中に入れて、素早くそれが出てくるような仕組みにしていきたいというふうに思っております。

ちょっと、行ったり来たり、繰り返しになるんですけど、知的の固定の学級のお子さんの、そもそもの教育の中身というのは、ある意味、特別なものではございません。なぜならば、小学校、豊島区立要小学校でしたら、豊島区立要小学校の教育内容の中にある、一つの特別支援学級ですので、いわゆる小学校の、専門的に言うと学習指導要領の中で言うと、準ずる教育という名称でなっています。なので、全くこれは正直なところ、全く分けて考えるものではありませんので、その知的の固定の学級にいるお子さんに関しましては、通常の学級の内容に準じたものを今やっているの、より丁寧に、より手がけたそのお子さんに合った一つ一つのニーズに合わせたものを、さらに工夫して学校が展開して実践しているという状況を踏まえたときに、実は知的の固定の学級のお子さんたちの教育というのは、先生方にとってみると、とても時間をかけ、やっぱり段階を踏んでやっているものなので、そこにぜひ、もっともっといい教育をしてもらうために、こういうソフトを入れることによって、改善をしていきたいという背景がございます。

C委員：ありがとうございます。

会 長：よろしいですか。

C委員：はい。

会 長：D委員。

D委員：私のほうから、別紙2の、ちょっと流れ図で確認したいんですけども。今回、諮問事項になっているこの3点で、2番目のこの個人情報を見たり使用する、または3番目の、個人情報を使用する作業を終了する際の取扱いというのはよく分かるんですけども、最初の個人情報を使用する作業環境を提供する際の取扱いということなんですけど、学校の中で、場所もそうなんだろうけども、どのように個人情報を安全に確保していくかという取組だと思っておりますけど、この辺、具体的にどのようにするのか、受託事業者に対して、区として区の責任として、どのようにしていくかをちょっと確認させていただきたいと思っております。

会 長：指導課長。

指導課長：要小でやらなくてはいけない内容と、そうではなくて別室でできる内容と、多分、この後いろいろやっていく中で出てくると思っています。どうしても要小でやらなければいけない内容については、先生方が執務する職員室ではなくて、別室を用意した形で対応していきたいというふうに思っております。また、教育委員会等でできる内容について

# 審 議 経 過

No.11

は、教育委員会で場所を提供して、教育委員会のどこかの部屋でというところもイメージはしているところです。

D委員：そうすると、要小だけではなく、教育委員会のこちらの庁舎の中での作業もあるということですね。

ただ、その受託事業者に対しては、学校での取組というか、学校内での委託になるのでしょうか。ここでの作業というのは無いのでしょうか。庁舎内ですね。教育委員会の中でというところでは、どうなんでしょうか。

会 長：指導課長。

指導課長：イメージとしては、両方あるかなというふうに思っております。やっぱり、校内LANの中でやっていかななくてはいけない内容については、どうしても、最終的にはそこでやっていかななくてはいけない内容も出てくるでしょうし。環境から考えたときにですね。そうではない、その前の想定をすることについては、架空想定をもしかしたら教育委員会内でやってもらった上で、さてって、そういう形になるかもしれませんし。どういようなことを、この後、業者選定する中で、私どもがイメージしたものに対して業者が提案してくるかというところで、なるべく、繰り返しになりますけど、学校の、いわゆる特に職員室等の先生方が執務しているところには入らないような環境は設定しなくてはいけないというふうに考えています。

会 長：はい、D委員。

D委員：特にやはり学校での、保護者も出入りしますし、そういうことをやっているということは、もうお知らせをしているわけですので、十分に、この辺のところは業者と打合せをしていただいて、個人情報の管理はやっていただきたいなど、それだけ私のほうからお願いしたいと思います。

会 長：それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきます。

これを是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、確認させていただきました。

それでは、次の諮問に移りたいと思います。

区民相談課長：次の資料2、3、諮問第2号及び第3号について、子ども家庭部子育て支援課長よりご説明申し上げます。

子育て支援課長：それでは、ご説明させていただきます。

支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集と、業務委託に関してでございます。

まずは、本人以外からの収集について、ご説明させていただきます。

内容でございます。支援対象児童等見守り強化事業に関し、申し込み配布対象者に係る個人情報を委託事業者から直接収集するものでございます。

対象者等でございます。支援を必要とする、妊婦世帯及び0歳から18歳未満の子どもがいる世帯になります。

# 審 議 経 過

No.12

収集先でございます。委託事業者とさせていただきます。

収集方法でございます。区の示した本事業の基準に基づいて、委託事業者が支援対象として作成した世帯リストの提供を受けるものでございます。

収集理由でございます。本事業に関し、区が把握している要支援世帯には、区が支援申込書等を送付するが、委託事業者が把握している、支援を必要とする妊婦世帯及び0歳から18歳未満の子どものいる世帯については、委託事業者が支援申込書を送付します。区と委託事業者の把握している対象者が重複している可能性がございます。支援申込書等の二重送付を防ぐ必要があること、委託事業者の把握している支援対象者について確認が必要であることから、区が委託事業者から対象者リストを収集しまして、確認・突合作業を行うものでございます。

法令等でございます。支援対象児童等見守り強化事業実施要綱（厚生労働省）によるものになります。

一括承認基準の該当につきましてはございません。

過去の類似案件でございます。支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集（令和2年度答申第20号）になります。

諮問理由でございます。本事業は、令和2年度に実施した事業と同一の内容のものでございますが、一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報になります。本人以外から収集するものについては、氏名、住所、年齢、電話番号、家族構成、家庭環境、経済状況、居住状況となっております。こちらの理由につきましては、二重送付を防ぐための突合作業、また、支援対象者であるかの確認が必要なためでございます。

収集する時期及び期間につきましては、本審議会承認後とさせていただきます。

続きまして、資料3にお進みください。

支援対象児童、委託に係る措置でございます。本事業は支援対象児童等として登録されている子ども及び支援を必要とする妊婦や、0歳から18歳未満の子育て家庭を対象としまして、生活状況の把握や、食事の提供などを通じて、子どもの安全確認と見守りを民間団体に委託して実施するものでございます。

内容でございます。「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」を活用しまして、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども（世帯）及び支援を必要とする妊婦や、0歳から18歳未満の子育て家庭（約200世帯）への子どもの安全確認と食料支援を委託により実施いたします。事業の流れにつきましては、別紙2「児童虐待・DV対策総合支援事業を活用した支援対象児童等見守り強化事業委託の流れ」のとおりでございます。また、国の補助イメージは参考資料1の「支援対象児童等見守り強化事業」のとおりとさせていただきます。

委託内容につきましては、事業期間は、令和3年7月から令和4年1月を想定しております。区が定めた基準を基に抽出された、支援を必要とする妊婦や、0歳から18歳未満の子育て世帯への本事業の案内及び申込書類の配布でございます。また、支援事業を希望する者からの申込書の受領、区指定場所又は宅配により、申込者への食料支援物

# 審 議 経 過

No.13

資の提供を行いまして、児童の安全確認及び見守りを実施し、区に報告するものとなっております。

該当者等でございます。要保護児童対策地域協議会が把握している児童を含む、子育て支援課が支援対象児童等として把握している子ども（世帯）及び支援を必要とする妊婦や、0歳から18歳未満の子育て世帯、約200世帯を想定しております。

委託理由でございます。新型コロナウイルス感染症に伴いまして、支援の必要な子ども・家庭への見守り機会が減少しております。児童虐待のリスクが高い状態が長期化しております。昨年度に実施しました当該事業を引き続き実施する必要がございます。昨年度と同じ事業者へ委託することで、情報保護も含めたノウハウの活用が期待でき、より効果的な事業実施が可能となるためでございます。

効果についてでございます。児童虐待の予防、早期発見、早期対応につながるものでございます。

一括承認基準の該当につきましては、ございません。

過去の類似案件でございます。支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置で、令和2年度答申第21号になります。

諮問理由でございます。本事業は、令和2年度に実施した事業と同一内容のものでございますが、一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報です。別表6「取り扱う個人情報」の項目のとおりとさせていただきます。

情報の保護につきましては、「特記事項」のとおり。変更した条項につきましては、第2条、第8条、第9条となっております。

審議する範囲につきましては、別紙2の流れ図のうち、区が支援提供に必要な個人情報を、受託者に提供する場合の取り扱い、(2)としまして、受託者が希望者への支援提供に必要な個人情報を収集する際の取り扱い、(3)としまして、受託者が収集した個人情報を区に返還する際の取り扱いとなっております。

委託先につきましては、昨年度同様、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークを想定しております。

契約締結予定日は、本審議会承認後、速やかにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまの課長のご説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましょうか。

C委員。

C委員：諮問事項の2の取り扱う個人情報の理由のところなんですけれども、支援対象者であるかの確認が必要というのは、その委託事業者の、区の持っている情報を委託事業者の方で見て、この世帯は、実は実質は違ふとか、そういうふうには否定することがあるということでしょうか。

会 長：課長。

子育て支援課長：こちらは逆でございまして、委託事業者からこちらが情報をいただきまし

# 審 議 経 過

No.14

て、既に支援が必要だというふうに認めている家庭かどうかを確認するためのものがございます。どちらも支援が、両方から支援が必要だというご家庭につきまして、ご案内する場合があります、そちらを一本化するためのものになっています。なるべく二重送付などを防ぐために、最初にデータを委託事業者からご案内いただきまして、そちらを区のほうを選定するという作業になっております。

C委員：分かりました。

会 長：よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問がおありでしょうか。特に無いようでしたら、確認をさせていただきたいと思います。

ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか。是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料4から6、諮問第4号、5号、6号について、子育て支援課長より説明申し上げます。

児童相談所設置準備担当課長：児童相談所設置準備担当課長のほうから、本件につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、諮問事項4です。児童相談所業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用につきまして、説明をさせていただきます。

まずその前に、皆様のほうに参考資料としまして、児童相談所というものがどういうところなのかということで、区としましても初めての取組となりますので、この概要についてご説明させていただきたいと思います。

資料6の一番最後にある参考資料をお取り出してください。

児童相談所につきましては、子供の様々な問題を解決する専門機関として設置されるものがございます。18歳未満の子供の相談であれば、どなたでも児童相談所のほうに相談を投げかけていただけます。

児童相談所には、専門職としまして、児童福祉司、また児童心理司、医師など専門のスタッフが在駐しております。

児童福祉法の第12条に基づきまして、都道府県が児童相談所を設置するということで、義務づけられているところでございます。特別区につきましては、平成28年の児童福祉法の改正によりまして、児童相談所を設置できるようになりましたので準備を進めているところでございます。

児童相談所が取り扱う相談につきましては、図の中に書いてあるとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

特別区が児童相談所の設置を進めるに当たりまして、令和2年度から先行区の江戸川区、世田谷区、また荒川区がすでに開設しているところでございます。令和3年度、今年度につきましては、港区と中野区が開設予定となっております。本区、豊島区に



# 審 議 経 過

No.15

つきましては、令和4年度、4年度中の開設ということで準備が進んでいるところでございます。

児童相談所ができますと、新たな児童相談体制を組む形になります。現在、東部子ども家庭支援センターの中で、子どもの権利グループというところが、虐待対応を取り扱っているところになってございます。そこと新たな児童相談所が連携して一体的になりながら、子供の児童虐待に対して迅速な対応をしていくということが、今後期待されているところでございます。

資料のほうをめぐっていただきますと、子ども家庭支援センターは、豊島区は2か所ございます。先ほどのご説明のとおり、東部にあります子供の虐待対応などを中心に行う子ども家庭支援センター、また西部子ども家庭支援センターにつきましては、障害分野の発達支援事業所として運営されているところでございます。こういった専門性のある機能と合わせまして、子育て拠点としての一時保育やショートステイ、あるいは育児支援ヘルパーといった、各種サービスも組み合わせながら、豊島区としましては、児童相談所とともに子供の相談対応、あるいは支援のほうに手を伸ばしていきたいと考えているところでございます。

児童相談所は、また、関係機関との連携が非常に肝になってございますので、これまで要対協の中で様々な機関との連携がありました。そこをまた強化しながら、新たに警察あるいは医療機関のほか、家庭裁判所や弁護士との連携が必要になってくるということでございます。

児童相談所と子ども家庭支援センターの関係につきましては、真ん中の図のとおりとなっております。現在、児童相談所と各子ども家庭支援センターが連携し合って、虐待等の対応に臨む形になってございます。

3番目のところですが、人材の確保と育成というところがございます。児童相談所を運営するに当たりまして、新たな職員の採用、あるいは確保が必要になってございます。様々な職種につきましては、表の中のとおりです。常勤職員、また会計年度職員などの様々な職種が集まりまして、児童相談所を運営していく形になってございます。

最後のところですが、4番目です。施設の整備につきましては、令和4年の10月末を目途に、施設のほうの建設が進んでいるところでございます。施設は、長崎三丁目の長崎健康相談所の跡地に、長崎健康相談所と児童相談所が複合施設という形で設置される予定でございます。

下のほうに、今回複合になるメリットとしましては、児童相談所の運営において、特に児童虐待につきましては、乳幼児からの様々な情報をいただくということで、迅速に虐待対応ができるなど、長崎健康相談所との連携を通じて、様々なメリットがあるということで書かせていただいているところでございます。

雑駁ではございますが、児童相談所の機能とその概要につきまして、ご説明させていただきまして、諮問事項4のほうの説明に入らせていただきたいと思います。

今回、諮問事項の4です。目的外利用、件名につきましては、児童相談業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用ということになってございます。

# 審 議 経 過

No.16

業務の内容でございます。児童相談所業務及び子育て支援業務を行うにあたり、関係部局が保有している個人情報を目的外利用するという事になってございます。

対象につきましては、18歳未満の子どもと家族、養育等になってございます。豊島区の人口につきましては、約3万人の児童人口という形になってございます。

収集先です。他システムのほうから収集する関係課になりますが、税務課、また障害福祉課、生活福祉課、保育課、放課後対策課、健康推進課、学務課という形になってございます。

収集方法です。(仮称)児童相談所業務システム及び子育て相談管理システムと関係部署の他システムを連携しまして、児童相談所の業務及び子育て支援業務に必要な情報を閲覧できるような形にします。児童相談所業務システムにつきましては、課税情報、障害手帳、生活保護、保育園・学校等の在籍情報、また母子保健の健康情報を連携し、閲覧する。そういった形になってございます。

また、現行で既に運営されております子育て管理システムにつきましては、新たに課税情報を連携するという事で、それが閲覧できるというような形になってございます。

今回の理由でございます。豊島区では、令和4年度中に児童相談所を開設する予定であります。児童相談所で扱う業務につきましては、緊急性が高くて、また、かつ迅速な対応が求められるところです。関係部署も多岐にわたることから、業務に必要な区有の児童情報をあらかじめ関係部署と他システムとデータ連携させることによりまして、児童対応に必要な情報を的確かつ迅速に把握できる。そんなシステムを整備することによって、職員の初動対応を早め、さらに、それがまた区民サービスにつながるということで、向上につながるということで理由とさせていただいております。

3番のところですが、一括承認の基準の該当の有無につきましては、類型ありません。また、事例につきましては該当なしでございます。

4番の過去の類似案件につきましては、これにつきましても該当がございません。

5番の諮問理由につきましては、本事業は新規事業であります。一括承認の基準には該当しないということになってございます。

取り扱う個人情報につきましては、利用するものとしては別表1、あるいは別表2のとおりでございます。その理由につきましては、児童相談業務及び子育て支援業務に必要な情報であるためという形でなっております。

7番目です。目的外利用をする時期及び期間につきましては、本審議会の承認後、令和4年の4月からシステムを稼働しまして、情報を閲覧できるようなそういった作業を行うというふうに考えているところでございます。

続きまして、諮問事項の5につきましても、引き続きご説明させていただきたいと思っております。諮問事項の資料(電算処理)になります。

件名につきましては、(仮称)児童相談所業務システムによる個人情報の電算処理及びそれに伴う子育て相談管理システムによる電算処理の項目変更ということになってございます。

2の業務の概要でございます。

内容です。平成28年の児童福祉法等の改正によりまして、特別区でも政令指定を受けることで児童相談所を設置することができることになりました。これを受けまして、豊島区では令和4年度中の児童相談所の開設を予定しているところです。この開設に当たりましては、地域に根差したきめ細かな対応が可能となるということから、虐待対応に関する個人情報の管理には確実性が求められることから個人情報の電算処理が必要であり、新たに(仮称)児童相談所業務システムによって、個人情報の電算処理を行うものとしております。

児童相談所業務は、児童虐待に対する支援を行っている子ども家庭支援センターの職員との業務連携が非常に必要という形になってございます。そのため、現在の子ども家庭支援センター等で使用しております子育て相談管理システムの電算処理の項目を変更しまして、密接な関係にある両業務のシステムを連携させるというような内容を書かせていただいております。

対象につきましては、18歳未満の子どもと家族、養育者等です。

また、理由につきましては、児童相談所で取り扱う区の保有の児童情報や相談内容等をシステムで管理します。それにつきましては、電算処理することで円滑に業務を遂行しまして、相談対応の業務等に注力できる環境を整えることによって、区民サービスの向上を図るということになっております。

一括承認の該当の有無につきましては、類型につきましてはありません。また、事例につきましては該当なしです。過去の類似案件につきましては該当なし。また、諮問理由につきましては、新たな個人情報の電算処理及び電算処理の項目変更のためということをさせていただいております。

取り扱う個人情報につきましては、利用するものとしましては別紙1、また別紙2のとおりでございます。その理由につきましては、ケースの支援に必要な情報であるためということになってございます。

7番の目的外利用をする時期及び期間です。本審議会の承認後とさせていただきたいと思っております。

そして、最後の諮問事項6のほうになります。こちらのほうは、業務委託の内容になります。

件名につきましては、(仮称)児童相談所業務システムの構築及び保守業務の委託に係る措置ということでございます。

業務内容、業務の概要の内容につきましては、令和4年度中に豊島区児童相談所の開設にあたりまして、児童相談所で取り扱う個人情報を迅速かつ確実に管理し、相談対応の業務等に注力できる環境を整えることによりまして、区民サービスの向上を図るためということで、今回、この業務を委託することを考えてございます。

また、稼働後の使用方法に関するヘルプ、あるいはシステムの障害対応、あるいは不具合の修正等につきましては、その運用の保守を実施するというところも考えているところでございます。

# 審 議 経 過

対象につきましては18歳未満の子どもと家族、また養育者等です。

委託の理由につきましては、システム構築及び保守は専門的な知識及び技術が求められるため、システムに精通した事業者でなければ対応できないというふうに考えているところでございます。

また、この効果につきましては、専門業者へ委託することによりまして、使用方法の適切な助言、システム障害等、迅速な原因究明と復旧作業、修正が可能であるというふうに考えているところでございます。

3番です。一括承認等の基準の該当の有無でございまして、類型、事例につきましては、類型はありません。事例も該当なしでございまして。

過去の類似案件につきましても該当なしでございまして。

5番の諮問理由につきましては、新たな個人情報の業務委託であるということとさせていただきます。

取り扱う個人情報につきましては、別表1「6取り扱う個人情報の項目（構築及び保守委託）」のとおりというふうにさせていただきます。情報の保護につきましては、別紙1「個人情報特記事項」とおりでございまして、また、変更した項目につきましては、別表1『7「情報の保護」の項目』のとおりでございまして。

8番です。審議する対象の範囲でございまして、これは、別紙2のほうに流れ図が用意させていただきます。その流れ図のほうを見ていただきますと、(1)の上のところ、今回の諮問事項としまして、区から委託業者へシステムの障害、不具合の復旧依頼、問合せによる個人情報を提供するといった部分。また、(2)としまして、今度委託業者のほうから区へ復旧あるいは回復の確認作業、問合せの対応による個人情報の参照がということで、この1と2という取り扱いにつきましまして、記載をさせていただきます。

委託先でございまして、シャープマーケティングジャパン株式会社という形になってございまして。

また、10番のところ、契約締結の予定日でございまして、本議会承認後とさせていただきますというふうに思っております。

それと、添付資料のほうで、先ほど、別紙2のほうを見ていただいた裏面にシステムの構築イメージというものがあろうかと思っております。この構築イメージを取り出させていただきますと、簡単に、今回の児童相談所業務システムと現行の子育て相談管理システムとの関係性等につきましまして、ご説明させていただきます。

向かって左側の子育て相談管理システム、現行のシステムでございまして、こちらにつきましては、子ども家庭支援センターの事業を中心に業務の整理がされているところです。また、庁内には女性相談グループというところ、婦人相談、またひとり親相談の部分のところがこの子育て管理システムの中で構築がされているところです。

その真ん中のところに青字の枠で、児童相談、虐待相談というものがございまして、これが現行ですと、児童相談と虐待相談は、子育て相談管理システムの中に、入ってい

# 審 議 経 過

No.19

るところですが、今回の変更の項目のとおり、ここの部分だけを抜き出しまして、新たに構築されます児童相談所業務システムの中に入れ込むような形で考えているところです。これを行うことによりまして、子ども家庭支援センターの虐待通告と児童相談所に入る虐待通告等を一元管理できるものと考えているところでございます。

また、一番向かって右手の赤いところですが、ここは新たに児童相談所として構築する内容になってございます。主に、一時保護する子供の指導、あるいは措置状況のほか、専門相談に対応できる形で構築される内容になってございます。

細かく里親管理等々いろいろ書いてございますが、実際に児童相談所が必要とする、あるいは現在、児童相談所を運営する中で必要とされる業務をシステム管理できる項目になっているところでございます。

この二つのシステムを運用するわけですが、今回、他システムから情報を取り出すに当たりましては、その表の下のところの両システムの共通入り口ということで、総合基盤のところを使いまして、そこから情報を吐き出し、児童相談所のシステムと連携していくというような形になっているところでございます。その辺の基盤の両システムの入り口のところで、新たに得られる情報につきましては、向かって右手の下のほうの箱の中になります。住基情報、課税情報、障害手帳、生活保護、保育園・学校等の在籍情報等々、また、母子保健の健診情報等々が新たにデータ連携される形になっているところでございます。

実際に職員が閲覧できる権限等につきましては、一番下のところに書かせていただきました。

まず、子ども家庭支援センターの職員につきましては、子育て管理システムのほうの中に入って、いろいろ作業ができるという形になります。ただし、子ども家庭支援センターのほうの職員の方につきましては、児童相談所のシステムの中にあります真ん中の子どもの権利グループとあって、虐待対応を行う部分の児童相談、あるいは虐待相談のところの閲覧はできないと。また、児童相談所のほうの業務の閲覧はできないという形で、子育て拠点としての運用上の仕切りの中で、整理をさせていただいているところです。

逆に、子どもの権利グループの職員、また児童相談所の職員につきましては、それぞれのシステムに、自分のIDで入って、中の記録を閲覧できるものとなっています。

また、併せてこの両職員につきましては、その児童相談所システム、あるいは子どもの権利グループの部分の相談の内容、また、子育て拠点としての子ども家庭支援センターとしての事業が閲覧できる形で構築をしているところでございます。

雑駁ではございますが、構築のイメージと合わせまして、諮問の説明につきましては、以上とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

会 長：それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

E 委員。

E 委員：子供の虐待について、ちょっとお聞きしたいんですけど、全ての情報が児童相談所業

# 審 議 経 過

No.20

務システムに多分、一元化されるという理屈だと思うんですけど、この表にある児童相談所と東部子ども家庭支援センターの介入型アプローチというのと、支援型アプローチというふうに二つ分けられていると思うんですが、ここをどうやって分けるのかなと思って、結局、緊急性が高いとか命に関わる問題も出てくると思うんですけど、これを誰が介入型のアプローチにするのか、支援型のアプローチにするのかという判断は、どこがするのかなとちょっと思ったんですけど。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：まず、虐待対応とか虐待相談につきましては、本区は子ども家庭支援センターと児童相談所の両方のほうに相談が入る仕組みを取りたいと思っています。特に重篤化であるというような判断につきましては、基本的には児童相談所のほうが判断することになります。子ども家庭支援センターにも当然虐待相談が入りますので、その虐待相談の状況等につきましては、今検討中ですけど、共通のアセスメントツールを両機関が使うことによって重篤化を双方の機関で判断し、最終的に重篤であれば児童相談所のほうにそのケースが流れていき、児童相談所のほうで対応すると。そういった仕組みを考えている。そういったところでございます。

E委員：そうしたら、二重でチェックするみたいな感じなんですかね。両方でチェックして、それで重篤化といたら児童相談所のほうに行って、いや、もう重篤でないということであれば、東部子ども家庭支援センターに行くと、二重で両方考えてやるという方向なんですか。

児童相談所設置準備担当課長：そうですね。二重というか、二つの相談機関を設けることによって、区民の方の中には、いきなり児童相談所のほうになかなか相談ができない、今までの子ども家庭支援センターのほうから児童相談所につないでほしいなどのご要望を聞いておりましたので、二つの入り口を持って、対応する整理をさせていただいたところでございます。

E委員：ありがとうございます。

会 長：はい、A委員。

A委員：三つ諮問事項があるんですけど、ちょっと説明順ではないほうが分かりやすかったかなと。まず、今回システムをつくりますと。児童相談所のシステムをつくるに当たって、こういう形のシステムの構築イメージをつくるんですけど。それで、それが6ですよ。それで、次に、この資料4と5というのは、それに当たっていろいろ考えたときに、資料5にあるような連携にしたほうがいいですよと。こうちょっと今までと組替えをしますよと。つまり、子育て管理システムにあった児童相談と虐待相談だけちょっと分けますよと。これについて、どうでしょうかというのが二つ目で、そして資料4というのは、一つは児童相談所業務のところについて、個人情報目的外利用を初めてやる事業ですからやらなければいけませんと。その内容が、右下にある住基情報とかそういう本来はその児童相談所を運営するための事業ではないんだけど、いろいろやるために必要な事業ですよと。そこはすごくよく分かったんですけど、実はもう一つのこの目的外利用のところ、新たに子育て相談システムのところ、課税情報の連携を入れますよ

# 審 議 経 過

No.21

となっているんで、ちょっとこれまでは入っていなかったものを新たに入れるというように思うんですが、入っていなかった理由とか、なぜ入れるのか、入れるべきなのか、ちょっとその理由をまず教えていただければと思います。

会 長：課長、お願いします。

子育て支援課長：今までは、児童相談という部分では、税情報につきましては、別のシステムから入らせていただいております。当初、そちらのほうで業務をやっていたというのは、件数自体が少なかったということがございます。近年は、本当に虐待対応の件数が増えておりました、昨年度は総取扱件数が995件というふうになっておりました、その件数を調査するに当たって、やはりシステムを入り直さなければならないというところで、かなり時間のロスがあるということがありまして、児童相談所ができるときに新たにシステムを構築するのであれば、そういった作業を円滑に進めるために、今回取り出させていただきたいというふうに考えております。

会 長：A委員。

A委員：その住基情報の課税情報というのは、それは今、虐待とかそういうのは増えたというようなことでしたが、そうすると、今回分離するここの分野で使うことが多いということなんでしょうか。それとも、親子遊び広場とか、巡回心理相談とか、こちらのほうでも使うということになるんでしょうか。

会 長：課長。

子育て支援課長：こちらのほうでも使うことが多いんですけども、やっぱりサービスのところで非課税か課税かによって有料だったり、無料だったり、半額だったりということがございまして、そういったことで全て別のシステムから入れる職員を限定して作業を進めているところなんですけれども、かなりそういった要支援に対する支援のサービスが増えてきたということで、かなりそこら辺を確認作業が増えてきたということが現実ございます。

A委員：分かりました。では、児童相談所が入るからというよりは、今できればそういう形でも本人確認なく目的外利用だけど通常必要ですから、それが見られるようにしたい、ついては、今回変更するので合わせてやるというそういう関係でよろしいですね。はい、分かりました。ちょっと目的外利用というのは、本来あまりやるべきでないし、ご本人さんの了解を得るほうがいい場合もありますので、そういう話をしながらやっていくというのがあれだと思いますが、課税情報でできる手続は違いますからね。これは、まあいいのかなというふうに思います。

同時に、これ今回、豊島区が児童相談所をやることになって、区として、こういう連携をできるようになったと。今、東京都とはこういう連携がない中でどのようにやっているのか。そして、もしこれができた後、東京都とはもう全然関係なく、いろんなことが全部できるのか。その辺を少し説明いただければと思います。

会 長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：現在、東京都と区につきましては、窓口が東京都の児童相談センターと、区は、子ども家庭支援センターの東部の権利グループという形になってござ

# 審 議 経 過

No.22

います。東京都のほうで、豊島区児童の虐待相談を受けた場合に、東京都としましては、基本的なご家族の情報を、当然、市区町村から得なければなりませんので、今の形ですと東京都のケースワーカーが子育て支援課の職員に電話をかけて、ケースの情報を聞き取ることになっている。この聞き取りにあたり、子育て支援課の職員が区の各システムに入りまして、一つ一つ見て、それを一つ一つ拾って、東京都に情報提供している形なので、その流れから見ましても、非常に時間もかかる現状になってございます。

今後、児童相談所を区に設置しますと、同じ自治体としての運用も可能になりますので、このシステムを活用することによって、先ほどの部分が非常にスムーズになりますので、初動対応につきましては、記載のとおりですけれども、的確な対応が迅速にできるということで非常に強い期待をかけているところでございます。

以上でございます。

会 長：A委員。

A委員：分かりました。今後、もし個人情報とはちょっと別かもしれませんが、今後、東京都との、今度区とのこういう問題での関わりというのは、やはりやられていく部分もあるということでよろしいんですね。

会 長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：今、東京都のほうは、むしろ国のほうの要保護児童の対応のシステムを国のほうが今進めておりまして、東京都はお話の中ですと令和4年の4月に向けて、その国のシステムを活用しようということで、今検討中です。全国のシステムが稼働しますと、目黒の事件とか、各いろいろな事件で住所地を股にかけたときに、情報が他の自治体には渡らなかったことによって、虐待対応が遅れて死亡事例につながったということがありましたので、国はそこを改善するために全国共通の要保護児童の対応するシステムを今構築している。

ですので、東京都というよりかは、もう東京都が先行して行うことによりまして、区としましてもそういった連携を考えていきたいと思っておりますし、区が児童相談所を構えることによって、他都道府県との連携を今後進めていくに当たりましては、そのシステムを当然のことながら入れていくような方向で考えていきたいと思っております。そこにつきましては、今の業者にも、そこを見越した形で検討のほうと構築のほうを進めさせていただいているところでございます。

会 長：A委員。

A委員：ほぼ分かりましたけど、必要なシステムであり、やはり使い勝手という悪いんですけども、やっぱり必要なことがちゃんとできるようなシステムで、かつ個人情報が漏れないような形でというか、そういうことでお願いをしたいと思っております。

同時に、これ自体は豊島区の専用回線というか、中のいわゆる庁内LANというか、そういう関係で、今のところ外にはつながらないという、こういうイメージでよろしいですね。はい。では、それだけ確認をさせていただきたいと思っております。

会 長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：そうですね、今構築しているシステムにつきましては、あくま



でも区の中の情報を取り扱うという形になっています。先ほど、全国のシステムの話をしましたけれども、分かりません。将来的に、例えば特別区の中で児童相談所がたくさんできたときに、特別区間の中で連携が必要だといったような課題が出てくれば、また、そこはそこでまた話として出てくる可能性もないとは限りませんので、そういったことも見越しながら、このシステムの運用につきましては、いろいろと改善できるところは改善していきたいというふうに思って、今後進めていきたいと思っています。

会 長：F委員、お願いします。

F委員：参考資料の2番の(1)なんですけども、ちょっとこの組織的に言うと東西の子ども支援センターというのは、児童相談所の下部組織になるんですか。

会 長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：下部組織ではありません。並列する組織として考えております。

会 長：F委員。

F委員：そうすると、児童相談所が一元的に行うと書いてあるんですね。だから、その判断というのは、それでその下で、ただし、その対応によっては、東西の支援にはやりますよという感覚ですね。決して、これそうすると対等ではないですね。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：今、委員ご指摘いただきました一元的というお話なんですけど、実は大変申し訳ございませんが、この資料の時点では一元的と書かせていただきましたが、現在検討している中では双方、両方協力していくということで、この一元的という言葉の使い方を今後やめようということで考えているところです。やっぱり一元的と言いますと、非常に児童相談所が主導権を握って全てを管轄していくというか、非常に対等な関係ではなくて、上下関係を示すようなところかなというふうに思っておりますので、決してそういうつもりではなかったんですが、非常に、この言葉がそういうふうに捉えやすいということで、本当に今、委員がご指摘いただいたとおりで、少し誤解を生んでいるところがありますので、この場をもちまして、そういうことではないということでご説明させていただきたいと思います。

F委員：どうもありがとうございます。ご丁寧に。ちょっと不安だったのが、迅速というのがこれだと迅速ではなくなる可能性もあるよねという不安もあるので、ちょっと確認をさせていただきましたが、今のご説明でよく分かりました。ありがとうございます。

会 長：C委員。

C委員：すみません。子ども家庭・女性グループとかのほうで、子育て相談管理システムのほうで、課税情報を従前からも見られることがあって、そのときは別のシステムから入られたということなんですけど、その場合というのは、さっき出ていたような巡回心理、発達相談始まる、これらのものを使うときに、その利用者の方も、例えば、うちは非課税世帯ですとかおっしゃって、それを確認するという、児童虐待のほうだと、もうこちらから積極的に探索していくことで、かつ個別の事案では緊急性があってということ

# 審 議 経 過

No.24

だと思っんですけど、これは平時の連携のことが目的外利用と言われていると思うので、緊急性というところは取りあえず外れるのかなと思うんですけど、子育て管理システムのほうで課税情報が必要というときは、言わば同意もあって確認しているという使い方なんでしょうか。

会 長：課長。

子育て支援課長：そのとおりでございます。サービスの部分につきましては、保護者の了解を取りまして確認させていただくと。利用料のやはり減免制度を使っていたくために、了解を取って調べさせていただくというふうにさせていただいております。

C委員：ありがとうございます。分かりました。

会 長：それでは、確認をさせていただきたいと思います。4、5、6の諮問事項につきまして、これを是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料7から9、諮問第7号、8号、9号について、子育て支援課長よりご説明申し上げます。

子育て支援課長：それでは、ご説明させていただきます。

まず最初に、つけさせていただきました諮問7から9の説明資料をご覧ください。

国から示されているものでございます。こちらは国の「低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」ということで、諮問させていただきます。

四角の枠組みの中の丸の二つ目になります。ひとり親世帯以外の世帯（その他世帯）向けの給付の仕組みは下記のとおりとなっております。下が対象者となっております。令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものは申請不要となっております。

②としまして、①のほか、対象児童18歳年度末までの子、18歳年度、18歳に到達した最終年度、年度末までのお子さんにつきましては、あと障害児については20歳未満の養育者であって、以下のいずれかに該当する者は、要申請となっております、令和3年度4月以降、令和4年2月末までに生まれる新生児も対象としまして、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）となっております、このような世帯に対して、2番の給付額、児童1人当たり一律5万円を給付する事業となっております。

諮問の説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

まずは、目的外利用になります。「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」支給事業に係る個人情報の目的外利用になります。

内容でございます。児童手当および特別児童扶養手当の支給に係る個人情報を利用して、給付金の支給業務を行うものでございます。

# 審 議 経 過

No.25

また、住民記録、個人住民税およびひとり親の各手当並びに医療費助成に係る個人情報を利用して、上記①以外の対象者に対する通知および支給業務を行うものでございます。

対象者等でございます。0歳から18歳未満（障害がある場合は20歳未満）の児童および児童の保護者となっております。

収集先でございます。子育て支援課、総合窓口課、税務課となっております。

収集方法でございます。児童手当等の子育て支援課で保有している個人情報は、児童福祉システムから該当する者を抽出いたします。

住民記録および個人住民税の情報は、各課において保有するデータを基に情報リストを作成し、紙のリスト、電子メール受信又はデータを格納した媒体等により、その提供を受けることになっております。

理由でございます。児童手当および特別児童扶養手当の情報を利用して支給するスキームが国から示されたため、このような情報を使わせていただきます。

②としまして、上記①以外に支給対象者となる可能性がある者に対する通知送付および支給要件の審査をするためでございます。

一括承認基準の該当につきましてはございません。

過去の類似案件でございます。「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」（仮称）支給事業にかかる児童手当受給者等の個人情報の目的外利用（2答申第37号）になります。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業にかかる児童手当受給者等の個人情報の目的外利用（2答申第9号）になります。

特別定額給付金事業に係る個人情報の目的外利用（2答申第4号）になります。

諮問理由でございます。本事業は新規事業でございまして、一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、別紙をつけさせていただいております。別表をご覧ください。3ページでございます。

こちら、48の項目を使用させていただきます。理由につきましては、右に書かせていただいております児童手当、特別児童手当の情報を利用し、積極支給対象者に対して通知および給付金の支給を行うためと、住民記録情報及び税情報を利用し、申請が必要な者に対して通知、審査および給付金の支給を行うためでございます。また、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親医療費助成の情報を利用し、重複支給をしないようにするためでございます。

続きまして、電算処理について、ご説明させていただきます。資料8をご覧ください。

「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業管理システム」（仮称）による個人情報の電算処理でございます。

内容でございます。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）に係る業務を処理するため、管理システムを構築し、電算処理を行うものでございます。

対象者等でございます。0歳から18歳未満（障害がある場合は、20歳未満）の児

童及び児童の保護者となっております。

理由でございます。給付金事業の給付金支給対象者および申請者の管理、口座情報、支給決定情報等の情報を電算処理し、円滑に業務を遂行するためでございます。

一括承認基準の該当につきましてはございません。

過去の類似案件につきましては、特定定額給付金事業管理システム（仮称）による個人情報電算処理（2 答申第 6 号）となっております。また、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金システム（仮称）による個人情報電算処理（2 5 答申第 1 4 号）でございます。

諮問理由でございます。本事業は、新規事業でございます。一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、別表をつけさせていただいております。3 ページをご覧ください。

4 8 番までは先ほどと同じ情報になります。4 9 番から 6 3 番につきましては、給付金支給業務の管理情報となっております。

電算処理する時期及び期間につきましては、事業実施決定後、速やかにさせていただきたいと考えております。

続きまして、業務委託についてでございます。資料 9 をご覧ください。

「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」事業の委託に係る措置でございます。本事業は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」事業に係る業務委託でございます。

内容でございます。①申請書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務となっております。申請書受領、支給データ作成、支給決定通知作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務となっております。戻ってきた場合の書類処理、再発送業務、コールセンターの設置・運營業務、窓口業務を委託と考えております。

続きまして、該当者でございます。0 歳から 1 8 歳未満で障害がある場合は、2 0 歳未満の児童および児童の保護者となっております。

委託理由でございます。本業務の遂行にあたっては、短期間で集中的な対応が求められます。業務を一体的に管理しまして、各種の業務を相互に関連付けながら円滑に実施する必要がございます。また、それぞれの業務のピークが推移する中で、人員配置についても合理的な運用を図る必要がございます。そのため、専門的なノウハウを持つ事業者を活用し、一連の業務を一括委託することで、より効果的・効率的な事業執行を行うものでございます。

効果でございます。専門性を活かした事務処理や業務の繁閑に応じた人員配置等が可能となることで、窓口や電話等における区民への適切な対応、正確かつ迅速な事業実施が図られると考えております。

一括承認基準につきましてはございません。

過去の類似案件でございます。特別定額給付金事業の委託に係る措置（2 答申第 8 号）です。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務の委託に係る措置

# 審 議 経 過

No.27

(25答申第16号)となっております。

諮問理由でございます。本業務は新規事業でございます一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、別表をつけさせていただいております。

次、めくっていただきまして3ページの項目のとおりとなっております。

情報の保護につきましては、別表裏の7ですね。「情報の保護」の項目というところで挙げさせていただいております。

審議する対象範囲でございます。別紙2「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業の流れ」をつけさせていただいております。そのうち、次の範囲でございます。対象者の特定、申請書等の印刷、封入封緘及び発送業務における個人情報の取り扱い。(2)としまして、コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取り扱いでございます。(3)としまして、受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱いでございます。(4)としまして、データ入力、各種通知に係る業務における個人情報の取り扱いとなっております。

委託先でございます。プライバシーマークを取得している事業者より選定し、特命随意契約としたいと考えております。

契約締結予定日は、事業実施決定後となっております。

最後に、資料9の別紙2ということで、業務委託の事務の流れをつけさせていただいております。システムからデータを抽出しまして、児童手当を受けている方はそちらで積極支給ということで、申請を受けずにこちらから自動的に支給させていただきます。その他の児童手当のほうが中学生年齢までとなっておりますので、それ以外の高校生年齢につきましては、申請が必要となっておりますので、こちらから住基から情報を取りまして、ご案内を送りまして、対象の世帯には申し込んでいただくという作業となっております。

説明につきましては、以上になります。よろしくお願いたします。

会 長：それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

A委員。

A委員：すごい細かいことかもしれませんが、資料8と資料9とかの取り扱う特定個人情報ファイルの項目の数がちょっと違う。違うというのは、例えば、資料9のほうは47番まで、資料8とか資料7は、48番までとみたいになっているんですけど、何が違って、どうして、この二つは違っているのかとか、その辺をちょっとまず教えてもらってもいいですか。

会 長：課長。

子育て支援課長：こちら、上の部分に49番までは既に児童手当やその他の手当で利用している情報になります。これを目的外利用や支給判定に使わせていただくという情報になっております。40番以下は、この事業に関しましての申請区分ですとか、受理年月日ですとか、事務を行うに当たって、新たに得る情報になっております。

# 審 議 経 過

No.28

会 長：A委員。

A委員：それが、7と8はそうだと思うので、8と9あるいは7と9で、48が今度47になっているじゃないですか。ちょっとぱっと見た感じで、所得情報というのがなくなっているみたいなんですね。この資料9のほう。所得情報が必要がないからということなのかなとちょっと思ったんですけど。何か理由があれば、教えてほしいと思います。

会 長：はい。

子育て支援担当係長(児童給付)：児童給付グループの係長の小宮山と申します。よろしく願います。

まず、これに関しては、支給の条件として、令和3年度の住民税が非課税になる世帯についてということ、非課税になる方が支給の対象ということになります。その情報につきましては、一応区のほうで住民税情報に関しては、32番の税情報という項目がありまして、これは8と9に両方ともあると思います。なので、実際、所得情報というのは、委託業者に関しては使うことはありません。所得情報に関して見ることがあるとすれば、それは区のほうで確認をしてということになりますので、これについては委託では使わないということになります。使うのは、税情報の課税か非課税かというところの情報ということで考えています。

会 長：A委員。

A委員：分かりました。それで、去年とか、いろいろ低所得者というか、ひとり親家庭とか、激変、収入が減った家庭とかという事業をやりましたよね。この過去の類似案件でいう臨時福祉給付金とか。そのときにも少し多めというか、ちょっと対象になりそうな人に送るということをやったわけですね。それで、申請をしてもらおうと受けられると。それでも、もしかしたら対象者全員に行ったかどうかは分からないという。今回のことで言うと、そういうことで言うと、どういうふうにやっているんでしょうか。

会 長：課長。

子育て支援課長：こちらにつきましては、住民情報からその対象年齢を抽出しまして、児童手当を受けていないお子さん、または特別児童扶養手当を受けていないお子さんを抽出しまして、その対象家庭にご案内をさせていただく予定としております。

会 長：A委員。

A委員：だから、ほぼ全ての対象の可能性のある人に通知が行って、その中から本人の申請でやるという形が今回は取れる仕組みになっているということによろしいですか。

会 長：課長。

子育て支援課長：そのとおりでございます。対象と想定される家庭には、全てご案内させていただく予定としております。

会 長：それでは、この諮問につきまして、確認を取らせていただきたいと思います。

是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきます。

# 審 議 経 過

No.29

区民相談課長：次の資料10、諮問第10号について、子ども若者課長より説明申し上げます。

子ども若者課長：よろしいでしょうか。子ども若者課長です。

会 長：どうぞ、お願いいたします。

子ども若者課長：では、資料10についてお取り出しください。

諮問資料といたしまして、件名です。インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合についてでございます。

初めに、この資料について簡単に説明をさせていただきます。令和3年度に幅広い層から寄附金を募り、困難を抱えた子ども、若者やひとり親家庭など、子育て世帯を支援するための基金を創設し、支援が必要な人と支援をしたい人を結ぶ仕組みを構築するという事業を現在始めております。区内企業や大学と連携して、区内全体で子供家庭に対する支援の輪を広げていくという事業を開始しております。それに鑑みまして、寄附を募るためのツールを増やしていくということで、新たな事業に取り組むところでございます。

資料10の業務の概要についてでございます。

内容。子ども・若者・家庭支援に係る寄附金を募るため、インターネットによる寄附金の募集・受付・収納業務を行います。現在、文化観光課と受託者である株式会社さとふるが締結している「インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務」の委託契約の範囲内で実施するものでございます。区と受託者の間で管理専用サイトを介して寄附者の情報データと決済結果のデータの確認を行うという内容になっております。

対象者等でございますが、寄附者（サイト利用者）になっております。

相手先ですが、株式会社さとふる及び提携企業となっております。

結合方法ですが、受託者となる株式会社さとふるの電子計算機と区の電子計算機をインターネット回線で結合するという形になっております。

理由です。寄附者が24時間いつでも寄附の申込をすることができ、寄附者の利便性が高くなるためでございます。管理者専用サイト上での寄附者情報の閲覧・確認と盛り込まれたデータの出力が可能となりまして、申込情報と決済結果情報を迅速、かつ正確に確認することができる内容になっております。

3の一括承認基準の該当の有無でございます。類型については類型なし。事例について、業務等は該当なしとなっております。

4番目の過去の類似案件でございます。（仮称）マンガの聖地としまミュージアム整備に係るインターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合（30答申第5号）によって承認された事案がございます。

諮問理由です。過去に類似案件はございますが、新規事業でありまして、一括承認基準に該当がないためでございます。

扱う個人情報、別紙のとおりとなっております。

7番の電子計算機の結合する時期及び期間ですが、本審議の終了後、終期は定めず毎年実施するものでございます。

# 審 議 経 過

No.30

資料10、別紙1に電子計算機の結合で取り扱う個人情報についてでございます。情報の項目は、こちらに掲載してあるとおりでございますが、これは、平成30年に文化観光課で承認いただいた項目と同じでございます。

理由です。ふるさと納税サイトの会員登録及び寄附の申込、また、寄附者を特定し、申込・収納情報の管理、寄附金の決済を行うためという3項目の理由を挙げさせていただいております。

次に、参考資料についてでございます。参考資料1としまして、今回、新たに業務を付け加えることによる覚書になっております。

次に、参考資料2でございますが、文化観光課が今年度業務契約をしている契約書になっております。

この業務契約書の通し番号で申しますと、10ページに業務委託仕様書がございます。この10ページの2番目に委託業務内容がございます。先ほどの参考資料1の覚書は、ここの2番の委託業務に追加をするものになっております。以降、参考としておつけしました参考資料3、4、5は受託者である株式会社さとふるの個人情報の公表状況になっております。

参考資料6は、今回覚書で追加する事業で締結している提携先のプライバシーポリシーになっております。

以上、資料について説明させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

A 委員。

A 委員：ここに出ておりますように、マンガの聖地としまミュージアム、いわゆるトキワ荘のときに寄附を受ける、ふるさと納税等の寄附を受けるということで、実際に審議会にかかりました。やっぱり問題だなと思ったのは、一つはやっぱりあの当時、インターネットのそういうやり方でやったとき、結局結構手数料を取られていることだとか、それから返戻金とか、返礼品競争みたいなことが、相当、あの当時も過熱をしておりまして、今は一部法律によって制限が加えられたようなところがありますけれども、ちょっと寄附金募集そのものや寄附を募るということ自体はいいんですけど、こういうやり方がいいのかどうかということで疑問があって、反対をしたということでありました。私自身が。

それで、今回のこの子ども若者家庭支援に係る寄附金については、まずは、豊島区として、返礼品とか、そういうことを考えているのでしょうか。

会 長：課長。

子ども若者課長：確かに、別表1に収集する個人情報として選択したお礼品等の記載させていただいております。現時点では、具体的な返礼品というものは考えておりません。ただ、今後なんですけれども、経済的な価値の伴わない、例えば演劇等のバックヤードの見学や、文化的な経験ができるものといった経済的価値を伴わないものができれば、そういうような形で寄附していただいた方へのお礼という形ができたらいいなとは考えておりますが、現在のところは具体的に決まっております。



# 審 議 経 過

No.31

会 長：A委員。

A委員：経済的にお金ではなくてもやはり、プラチナチケットみたいなのもあったり、やっぱり特典があると、それを目的みたいになると、ちょっと違うと思うんですね。やっぱり、もともとふるさと納税も一番最初の頃は、例えば自分が持っている、払うべき税金をこのところでこういう目的で使ってほしいという、そういう仕組みをやろうと。あるいは、やっぱり寄附によって、いろんなことをやる寄附文化を醸成しようとかそういうことがあって、そこが頑張ってくれれば、もうそれだけでうれしいですみたいなのがちょっと本当は理想だと思っているんです。だから、災害のときの募金とかそういうのは、結果的にそういうふうにかなりなっていると思うんですけど、ちょっとやっぱりまだそのところは疑問ですね。

あと、手数料とかその辺の関係はどうだったんでしょうか。前にやったときは、たしか予算でもう1,000万ぐらいの経費の予算があって、もちろんトキワ荘自体は3億でしたっけ、幾らか集まったということでは、手数料も大したあれではないということはあるかもしれませんが、やはりちょっとその辺のところは疑問なんですけど、今回はその辺はどうでしょう。

会 長：課長。

子ども若者課長：今回、目標額として、2,000万を設定しております。それに見合った手数料については、計上をさせていただいております。

会 長：A委員。

A委員：すみません、目標2,000万だと幾らぐらいの手数料になるんですかね。

会 長：課長。

子ども若者課長：17%の手数料になっております。2,000万の17%。予算計上は17%を計上しております。

会 長：A委員。

A委員：ですから、ちょっとやっぱり高いんですね。2億、3億集まってという、それでも高い。結構持っていかれてしまって、もちろんそういう運営サイトがあるからこそ、いっぱい全国から集まったりいろいろするというのもあるんですけど、何かちょっとそういう点で残念だな。今年、今回もこれは政策として、ちょっと残念だと思います。

寄附を募って、そういう形でやるということに100%反対ではないですよ。子ども若者支援ね。でも、それだって何となく寄附の範囲でやりましようとなっていくと、2億、3億集まればいっぱいできますけど、そうではないとちょっと小さくなってしまったりとか、ちょっとそういうところも心配をしております。本来のこの目的である、いわゆる個人情報の保護とか、データの管理とか、そういうことはちゃんとやってもらうにしても、ちょっと最初の筋があまりよくないんで、私はちょっとこれは賛成しかねるということです。

会 長：ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

B委員。

B委員：今、お話に出た内容と少し重なるところがあるかもしれませんが、この若者子

# 審 議 経 過

No.32

ども家庭支援というふうな、ある意味では、行政にとって普遍的な政策の部分ではないかというふうに思うんですけど、既存の政策の中で予算配分できるような状況ではないのかどうか。これまたこういうテーマを掲げるということは、対象のこれら若者支援に対して、どういうふうな趣旨で集まったお金を給付していくとか、政策として使っていくかというふうな、トキワ荘の場合、非常に豊島区にとって、特殊なテーマであったということなんですけど、この内容はどっちかという、行政上普遍的な仕事ではないかというふうな感じがするんですね。だから、やる以上はその辺あたりを明確にもうちょっと教えてもらいたいなというふうなことがありまして、質問をしました。お願いします。

会 長：課長。

子ども若者課長：ご指摘のとおりで困難を抱える子ども、若者に対しての事業につきましては、基本的には福祉の事業として取り組むべきものと考えております。それを踏まえた上で、現在も豊島区は取り組んでいるところですが、やはり制度のはざまになってしまっているものというのもございます。

また、そういう部分については、NPO等が積極的に取り組んでいただいているところもございますので、行政とNPO、また民間団体と連携しながら事業を進めていきたいと思っております。

ただ、まだすぐに行政が届かないところにつきましては、このような寄附を頂くことで、迅速にスピード感を持って取り組めると考えておりますので、今も豊島区としても取り組んでいます。それ以上のことをやる時に、ぜひ区民全体で支援の輪を広げて、子ども若者、子育て家庭を支援していきたい、その機運も醸成していきたいという思いもございまして、皆様から寄附を募りたいと考えております。

具体的な事業については、現在具体的には決まっておりませんが、民間の方々ともご意見をいただきながら、どういうところに使うべきかということを検討していきたいと思っております。

以上です。

会 長：B委員。

B委員：政策のことですので、私のほうから反対とか何とか言うことではなくて、やる場合については、実施するに当たっては、その辺あたりの明確性を打ち出す必要はあるのではないかと。了解しました。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：ご意見ありがとうございます。事業を進める上では、取組内容については明確にして、今後進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

会 長：H委員。

H委員：さとふるの話が出まして、これ地方の自治体で、ふるさと納税が多分始まった頃は、あなたは何についてこの寄附金を使ってほしいですかと、何かそのような文章があったと思うんですね。いわゆる教育にかけてほしいのか、それからまちで、その地域のまちづくりにかけてほしいのか、福祉にかけてほしいのか。そういうことでふるさと納税

# 審 議 経 過

No.33

って最初はスタートしたような。私の記憶なんですけれども。それがいつの間にか返礼品の競争になってしまって、関係なく、ふるさとではなく、そういうものが欲しいがためのふるさと納税に変わっていったような気がするんですね。今、B委員、言われたように何にこの寄附金を使うのかという、ある程度やはり明確な目的といいますか、そういうものが必要かと思うんですね。

先ほど出ましたトキワ荘に関しては、あれを建てて維持管理していく費用としてふるさと納税、もともとは直接トキワ荘の寄附金ということであれもスタートして、途中から全国からいろんな方に寄附を頂くには、やはりさとふるのようなものを使ったほうが寄附を集めやすいからということでスタートしたと思うんですね。もともと高野区長は、ふるさと納税には反対だった方です。いわゆる返礼品合戦はしたくないと。そういうのではなくて、本当にこの事業に魅力があるから皆さんの寄附を募集したい、この魅力に対して、皆さんに応援していただきたいと、そんなような気持ちで始めたと私は理解をしているんですね。

ですので今、今後のことも考えまして、子ども若者支援ということで、何にこれを活用されるのかというようなところを、やはり具体的に示していく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：現在、繰り返しになってしまいますが、明確な具体的なものは決まっていなところなんですけれども、例えばなんですけれども、ひとり親家庭への食料支援や、今、話題になっておりますヤングケアラーへ対する支援と、やはりコロナの影響もありまして、困難な状況も日々変わっていると思いますので、そういう状況を見ながら必要なところに支援できるように事業構築をしていきたいと思っております。

会 長：H委員。

H委員：ぜひ、その辺りを明確にして、幅広く豊島区を愛していただいている方々に声かけができるようなそんなシステムにさせていただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長：特に課長、ご返事はいいですか。

子ども若者課長：はい。

会 長：大体、お話も出そろったと思います。

B委員。

B委員：ちょっと質問なんですけど、ちょっとやっぱり判断しにくい部分があって、是か非かという回答については、非常に判断しかねる部分があるので、その辺の委員長として採決の取り方といいますか、その辺をいただきたいなという感じもするんですけれども。

会 長：課長のほうではいかがですか。要望がいろいろ出たと思うんですけれども、それを踏まえてということ。

子ども若者課長：発言の機会をいただきありがとうございます。

このさとふるを子ども若者家庭、子育て家庭の寄附を集めるツールとして使いたいと思いましたが、やはりインターネットで寄附を集めることによって、普段、募金と

# 審 議 経 過

No.34

か納付書とかで寄附をしないような方にも、特に若い世代の方等にも、このような寄附を豊島区がやっている、子ども若者支援をみんなでやっていくということで、若い人にも使ってもらいたいということで、このインターネットサイトでの寄附金募集をしたいと考えております。

また、先ほどもご指摘いただいております具体的な事業が決まっていなくて、寄附もしにくいのではないかとのご意見もいただいております。本当にそれについては、こちらは今後詰めていかなければならないと思いますし、こういうことをやりますよと決まった段階ではホームページや区の広報誌等でもこういうことに使いますということで、周知をしていきたいと思っております。今後、事業を構築しながら、走りながら考えていくところはありますけれども、まずは広く知っていただきたい、取り組んでいきたい、支援の輪を広げたいという思いでインターネットサイトを使いたいと思っております。

以上でございます。

会 長：何かほかの方のご意見も伺わせていただければと思いますが、I委員。

I委員：ちょっとこの個人情報に関してであれば、私も賛成かなと思っていたんですけども、さっきこの政策の是非についてということであれば、ちょっとお話を伺いたいんですけども。

例えば、さっき2,000万円を目標に募集するというようなことだったんですけども、なかなかこの内容であると、例えば、地方の方が豊島区の若者のためにということで寄附するのはちょっと考えづらいのかなというのも少しあって、先ほど手数料が17%取られると。今回、このふるさと納税というのは、寄附した場合に、もともと納めるべきはずだった税金の減免があるわけですよ。なので、豊島区民がこの制度を使って寄附をすると、こっちでお金は獲得できるけれども、本来取得できる税金が少し減ってしまうというようなことがあるかと思うんですけど、その辺の目減りというのは考えなくてもいいのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：どれぐらいの目減りになるか等の計算はまだしておりませんでした。ただ、先ほど申し上げましたこの寄附についてなんですけれども、寄附文化の醸成ということで、子ども若者子育て家庭の支援をみんなでやっていくということの柱にしたいと思ひまして、取り組んでいる事業でございます。

会 長：I委員。

I委員：先ほど、なかなかまだ具体的な使い方が決まっていなくてということもあって、確かに、子どものため、若者のためと言われれば、それではというふうに言っただけの方ももちろんいらっしゃるかと思うんですけども、そういった意味で、ちょっとどれぐらい区として、収支バランスが動くかも分からないで、具体的な使い方もまだ未定であるという形で、これをまた終期を定めずに毎年度実施するというので、ずっとこれが何というか別の流れで、予算の流れ、予算というよりも区の財政の流れが変わってしまうというのもちょっとどうなのかなというのも正直でございます。ちょっとその辺、また

考えていただければなというのが率直な意見でございます。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：今後まだ詰めていかなければならないことは多いと思いますので、寄附の使い道についてはきちんと、今、具体的に申し上げられないのは本当に申し訳ないんですけども、今考えているのは、負けるなコロナ寄附金で実施したひとり親家庭の食料支援などもございましたので、そういうような事業、また学習支援や、またそういう子供を実際に支援している民間団体の方等の意見も聞きながら、今必要な支援は何かということを考えながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

会 長：部長お願いします。

政策経営部長：ご議論ありがとうございます。今、採決、運営に関わることでご意見が出ましたので、事務局として、ちょっと参考までにお話をさせていただければと思います。

皆様ご案内のことと思いますけども、本審議会は本区の個人情報保護制度に照らしてどうなのかということをご審議をいただく会でございます。今、その根幹に関わる政策に関するご意見、様々出ました。提案内容については、まだ事業がスタートしたわけではございませんので、いただいたご意見は当然事業の中で、政策の中でいろいろ検討させていただくということで、課長に今ご意見をいただいたということでもありますので、ぜひとも、まずは個人情報保護制度に照らしてどうなのかというご判断をいただいた上で、政策に関する、施策に関するご意見をいただきながらそれを反映させていくという流れにさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長：E委員。

E委員：若者という歳でもないんですけど、この私の世代からすると、この際、そのインターネットによる寄附金の募集、この件だけで、その政策は関係なしでお話をさせてもらえれば、この中にP a y P a yが使えるということがあるので、インターネットで寄附金をする、P a y P a yが使えるということは、若い世代にとって、非常にこれから寄附文化を盛り上げるではないですけど、近くなってくるということのためであれば、インターネットによる寄附制度ということに関しては、私は賛成だし、これから、ぜひやるべきだと思います。現実的に、コンビニで10円、20円とか入れるよりも、実際P a y P a yで何百円ぱっと入れたほうが金額も大きいわけですし、それをきっかけにどんどんどんどん寄附文化が若い世代につながっていけばいいなと思うんで、この方法に関しては、私は賛成だなと思いました。

あと、さっきの政策の点に関しては、ちょっと難しいところはあると思いますけど。

会 長：B委員。

B委員：私も今の意見、賛成いたします。

会 長：A委員。

A委員：そういう面もありますけど、これは、さとふるを使いますという、こういう形でやる事業ではないですか。一般的には、いわゆるクラウドファンディングと、別にこういうのではないやつもあつたりしますよね。寄附を集めるというだけなら。そういうところ

# 審 議 経 過

No.36

も手数料も取るんでしょうけれども、結構、ここはやっぱりふるさと納税も含んでしまっ  
て、やっぱりそういうところも含んでの私は政策的な点で言うと、ちょっと皆さんが  
おっしゃっているような、例えばこの目的のためにやるというふうにしなければいけ  
ないという政策的なことだけではなくて、私自身としては、やっぱり本当にこのさとふ  
るでやるのかどうかということも含めて、ちょっとそこも含めてということでは、個人  
情報の点は、先ほどちょっとほぼある程度のことにはされているというふうにはしつ  
つも、しかし100%というのはあり得ないわけなので、ということでは、基本そういう  
ことで個人情報をネット上で扱う必要はなしと。ここでやる必要はないということで、  
すみません。私自身は反対です。

会 長： J 委員。

J 委員：私も、ちょっとやっぱりどうしても個人情報とこの政策の結びつきがなかなかできな  
いので理解がしにくいんですよね。やっぱり理解がしにくいというよりも、個人情報だ  
けということでもないと思うんですよ、話は。やっぱり政策から上がってくる話なの  
で、そこで、やっぱりここだけで個人情報だけお願いしますというのは、なかなか私  
も賛成しかねるなというような部分もあるんですよね。確かに、個人情報の確立をして  
いくというのは分かりますけども、どうしてもここに政策が、どうしても頭の中に入っ  
てきてしまうので難しいかなというふうに思っているんですよね。だから、もう少し具  
体的に、やはり寄附金に対する考え方というものを確立してもらいたいなどは思っ  
ています。

会 長：この件について、本日決を採らなければいけない何か時間的な問題はありますか。

子ども若者課長：よろしいでしょうか。

会 長：課長、お願いいたします。

子ども若者課長：承認後事業開始ということになっておりますので、もし、もう一度というこ  
とであれば、再度提出させていただくことは可能でしょうか。さとふる等での募集が遅  
くなるということになります、それだけです。ほかに理由はございません。

会 長：事の重要性から考えて、もう一度、ちょっと1回、次回期日でも考え直す、いろい  
ろなご意見も出たのを踏まえて、再提出をお考えいただければと思うんですけれど、い  
かがでしょうか。

課長。

子ども若者課長：では、再度、事業設計等も含めてご説明させていただく機会をいただければ  
と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：では、この件につきましては、決を採らないで、今日のところは留保ということで、  
次回以降に検討してきていただくということで終わらせていただきたいと思います。

諮問11のほうに移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料11、諮問第11号について、保育課長よりご説明申し上  
げます。

会 長：はい、お願いいたします。

保育課長：保育課長の鈴木でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

# 審 議 経 過

No.37

まず初めに、今回保育課から提出させていただきました諮問内容につきまして、まず、資料の追加があったこと、また資料の修正がございましたこと、大変ご迷惑をおかけしました。この場を借りておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。ぜひ諮問をよろしく願いたします。

それでは、早速、資料 1 1 をお取り出しください。

諮問第 1 1 号、児童福祉補助システムの改修及び保守業務委託に係る措置についてご説明させていただきます。

本業務委託は、現在使っております児童福祉システムというシステムの補助する、アクセスを使ったシステムを改修及び保守業務委託するための事業でございます。

内容といたしましては、この児童福祉補助システムと呼ばれるものを改修、統計処理及びプログラムの再構築並びに保守業務を委託するものでございます。

該当者につきましては、現在、保育園を利用しております児童や保護者の情報、また、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を受けている者、これは具体的には保護者の方になるわけですが、こちらを対象としております。

委託理由といたしましては、現在、これは職員が行っておりますが、システムの改修及び保守を専門業者に委託することによって、システムの安定稼働に不可欠であるというふうに考えておまして、委託を考えているものでございます。

効果といたしましても、専門性が高い事業者が改修及び保守業務を行うことで、安定的なシステム稼働が期待できると考えております。

3 番、一括承認基準の該当の有無でございますが、類型個人情報の項目ともに類型なし、該当なしでございます。

過去の類似案件といたしましては、現在保育課の中で、私立幼稚園の補助金システムの改修及び保守業務委託に係る措置を行っております、こちらのほうは、平成 1 1 年度ぐらいからやっておりますが、こちらと同じような形での委託を考えております。

諮問理由といたしましては、一括承認基準の事例に挙げるような項目以外の個人情報の提供が必要なためと考えておまして、取り扱う個人情報につきましては、1 ページおめくりいただきました別表 1 の 1 から 2 8 までのこちらを提供するものと考えております。

また、項番の 7、「情報の保護」でございますが、こちら、すみません、誤記がありますが、この赤字の部分を外していただきまして、別紙 1「特記事項」のとおりといたしまして、別紙 1「特記事項」をつけてございます。

そして、1 ページお戻りいただきまして、3 ページのところの下半分でございますけれども、情報の保護の項目といたしまして、「特記事項」を変更した条項を記載してございます。

こちら二つございまして、一つが第 2 条の取り扱う個人情報の範囲を、この上半分にあります 6 番で記載した「取り扱う個人情報」のとおりと変えさせていただいております。また、こちら、第 1 4 条とありますが、第 4 条の誤りでございまして、セキュリティー対策の整備業務の部分に、特別条項を加えて、セキュリティー対策の管理業務を強

# 審 議 経 過

No.38

化する形で変更をさせていただいております。

審議する対象範囲でございます。1 ページ目にお戻りいただきまして、こちら、別紙 2 の「流れ図」をつけさせていただきました。大変恐縮ではございますが、9 ページまでお進みいただきまして、こちらが具体的な流れでございます。

現在、区の基幹システムの中で児童福祉システムを運営しておりますが、そこから児童福祉補助システムという形で、アクセスに基幹システムの中で資料を作っております。こちらのほうのアクセスのデータを受託事業者が実際に保守・改善をしていくという流れになってございます。

行ったり来たりで申し訳ございません。8 の 1 ページ目、8 の審議する対象範囲でございますが、こちら「流れ図」のうちの区から受託事業者へ提供する個人情報の取り扱い。そして、受託者が保守業務委託で扱う個人情報の取り扱いについて、審議いただきたいと思っております。

委託先につきましては、先ほど 4 番のところで申し上げた私立幼稚園補助金システムの改修をお願いしている委託業者と同じ、株式会社 F S K というところを現在検討しております。

また、契約締結予定日ですが、本保護審議会を終了次第、承認いただけた場合には、6 月 1 日からの委託を考えてございます。

まず、資料 1 1 につきまして、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

I 委員、お願いします。

I 委員：6 番の取り扱う個人情報の項目の 2 8 番、DV フラグというのがあるんですけど、これは一般的な言葉なのでしょうか。

会 長：課長。

保育課長：こちらは、DV の関係で、気をつけなくてはいけないという取扱注意という形での該当者の方にフラグを立てるという、そういったものでございます。

会 長：I 委員。

I 委員：そうすると、例えば、お子さんによくあざがあるだとか、そういった具体的な情報ではなくて、丸かバツかというような、デジタル的な情報だということでしょうか。

保育課長：はい、おっしゃるとおりでございます。

I 委員：そうしたら、その疑いがある、そうでないということで、例えばフラグがついていたとすると、結構見た方、別で見た方がどういった環境にあるのか、疑いがありそうだという目で見ることもちろん重要なんですけれども、どういったところがそれが知れるのかというのが、それはどういった形で伝達されるのでしょうか。

会 長：課長。

保育課長：大変失礼しました。ご質問としては、知れるというのは業者にという意味でよろしいですか。それとも、我々区側の今の担当職員ということでしょうか。

会 長：I 委員。



# 審 議 経 過

No.39

I 委員：担当職員へということです。

会 長：課長。

保育課長：大変失礼いたしました。担当職員に対しては、これはDVの情報というのがほかの部門から情報提供されたものが表示されるものになっていきますので、そこで何か例えば、郵送するものがあつたときとかに気をつけなくてはいけないというところでの、まず注意喚起になっている。実際に、DVかどうかというところは、また個別のご家庭の情報というのが関係部門との情報共有の中で来ますので、そういった中で、担当職員は自分の担当地区の方に対しては理解をしている、認識しているという、そういう状況でございます。

会 長：A委員。

A委員：私も、実はそのDVフラグについては、ちょっと気になっていたんですけども、今回つくるシステムというのは、今も何らかの形でやっているものをするというように思うんですけど、さっき言ったDVというようなことが、いわゆる虐待のおそれがあるというようなことが、この児童補助システムの中で、必要となる作業というのは何かあるんでしょうか。ちょっとその辺が疑問に思ったものですから、もう少し聞かせていただきたい。

会 長：課長、お願いします。

保育課長：質問ありがとうございます。

今回別紙2、9ページのところでもお示ししているとおり、選考会名簿・内定名簿システムというものが、まずございます。1例を取り上げますと、例えば、こういった中で、内定名簿というものが何かと申し上げますと、例えば、来月6月に入園する方というのが一覧で出てくるような名簿でございます。これは園のほうとやり取りするんですが、その中で、当然備考欄という形で、そのお子さんに対する特記事項みたいなものを書いたりするんですけども、そのときには直接的な表現というのは使わないんですが、対応を気をつけなければいけない、少し情報を共有しなければいけないといったものがあつたときには、先ほどのDVフラグだけではないんですけども、そういったものをこのシステムの中では書いていたり、直接的な表現では書かないんですけども、そういうところで使っているものが1例として挙げられます。

会 長：A委員。

A委員：ありがとうございます。変な話、必要かつ十分な個人情報というふうな観点が必要だと思うので、今の内容であればいいかなというふうに思います。

あと、この作業自体は、区役所でやる作業になるのでしょうか。

会 長：課長。

保育課長：基幹システムの中で作業をしますので、おっしゃるとおり区役所の中でのみ作業ができるという状況でございます。

会 長：それでは、ここで決を採らせていただきたいと思います。

この諮問につきまして、是という方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

# 審 議 経 過

No.40

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

これにて、この諮問の審議は終わらせていただきます。

次の諮問をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、次の資料12から14、諮問第12号、13号、14号について、保育課長より説明申し上げます。

会 長：お願いいたします。

保育課長：続きまして、12、13、14の諮問について、ご説明させていただきます。

こちらは、まず資料12でございます。保育園業務支援システムの導入による個人情報の電算処理についてでございます。

内容といたしましては、区立保育園におきまして、登園・降園の時間等の管理ですとか、それによる延長保育料の計算、また日々の記録、例えば保育記録、保育日誌、保健記録といったようなものを基に各書類を今手書きで作成しております。そういったところをシステム化いたしまして、この作成を連動して行うシステムを導入することで、効率化を図っていくという面がございます。また、園児情報、保育記録等につきましては、インターネット環境を利用したクラウドサービスにて保管する予定で考えてございます。

対象者といたしましては、区立保育園の園児（約2,000人）と、そのご両親、保護者の方（約4,000人）、また区立保育園に勤務する職員が対象となっております。

ただ、補足でございますが、今年度につきましては、区立保育園18園ございますが、行く行くは18園にICT導入を検討していますが、今年度に関しましては、モデル実施という形で2園の予定をしておりますことを補足させていただきます。

また、今回の業務の理由でございますが、園児の基本情報等を登録した上で、登園・降園の管理の自動化や各記録のデータ管理を行いまして、加えて保護者専用のサイトを設けまして、いわゆる保護者の方がスマートフォン等を使ってやるんですが、欠席連絡等、園とのやり取りをオンライン上、今は電話で行っていますが、オンライン上で行うことで、保護者の皆さんの負担軽減、また保育園への満足度の上昇を図ることを理由としています。

また、同時に保育士業務の手書きでやっているものをシステム化することで、効率化、負担軽減を図りまして、今は事務作業に追われて、時間を費やしているところを効率化することで、園児に向き合う、本来の保育士としての役割を思う存分に発揮していただく時間や保護者とのコミュニケーションの機会が増加することが期待できまして、よりきめ細かな安全に配慮した質の高い保育を提供できるのではないかと考えてございます。

一括承認基準の該当の有無といたしましては、類型・事例ともになしでございまして、類似案件といたしましては、少し離れているかもしれませんが、学校で行っております校務支援システムの個人情報の電算処理を挙げさせていただきました。

今回、諮問理由といたしまして、5番、本業務は、新たな個人情報の電算処理であるためと新規事業であることが挙げられております。

# 審 議 経 過

No.41

また、取り扱う個人情報につきましては、資料14の3ページ目につけさせていただきました別表、こちら資料12、13、14共通でございますが、別表に記載させていただきました。園児、保護者、職員それぞれの情報をICTのこのシステムの中に登録していきませんが、それぞれの該当するところに、必要な情報に丸印をつけさせていただいております。

戻っていただきまして、取り扱う個人情報、資料12の6番の理由のところではありますが、今回の園児の登園・降園の管理、保育記録、指導計画等の作成、職員のスケジュール管理、いわゆるこれはシフト表の作成でございますが、こちらに必要なためとさせていただきますいております。

また、電算処理する時期及び期間、7番でございますが、本審議会で承認をいただきました後に、業者選定についての仕様を確定する予定でございます。

続きまして、資料13をお取り出しください。

こちらは、本保育園業務支援システム導入に伴いますクラウドサービスの利用における電子計算機の結合についてを書かせていただいております。

簡単に内容といたしましては、重複するところもございますが、保育園ICTシステムの利用に伴いまして、園児のお名前をはじめとした名簿、登園・降園の時間、保育記録等をクラウドサービス上に登録して、データを保管することになります。また、保護者の皆さんは、ご自身のスマートフォンなどからアプリなどを使って、専用サイトを通じてアクセスをすることで欠席連絡や園からのお知らせなど、保育園との情報のやり取りを行うことができますのでございます。

対象者は同じです。

相手先は、今回のこのICTシステムを導入した後のクラウドサービス事業者になります。

結合方法といたしましては、区の各保育園の端末からインターネットを介して園児の氏名、クラスなどを登録。こちらは業者によって、また違ってきますが、イメージといたしましては、事業者のほうからフォーマットをいただきまして、そこに園児の情報、必要な情報を入力したものを最終的にシステムの中に取り込んでいただくということを今想定しております。その上で、保育士の皆さんが、園に配布されたタブレット端末を利用いたしまして、日々の記録等をそのタブレットの中で保存して、それに連動した資料作成がされまして、保存される流れとなっております。

また、登園・降園の情報については、各園児に配布される二次元コードやICカードになることを予定していますが、そちらをカードリーダーでしたり、こういったかざすことで時間が記録されるというような形になります。また、保護者の皆さんは、インターネット上の専用サイトからアクセスすることで、サービスを利用することになります。

理由の欄ですが、各保育士が園児一人一人の状況をリアルタイムで把握しつつ、保護者とのやり取りを含めて、記録・確認するためには、インターネットを介して安全に利用できる環境を整備する必要があるためとさせていただきます。特に、セキュリティ対策に関しては、非常に重要な課題だというふうに認識しておりますので、今回

# 審 議 経 過

No.42

の事業者を決めるに当たっては、その部分を強くしっかりと考えていきたいと考えております。

また、3の一括承認基準の該当の有無でございますが、こちらも類型該当なしとさせていただいております。過去の類似案件は、学校のタブレットの関係ですが、クラウドサービス利用時のログインID登録における電子計算機の結合、令和2年のものを挙げさせていただきました。

諮問理由といたしましては、過去の類似案件はございますが、新規事業でございますので、一括承認基準に該当しないため、諮問させていただいております。

取り扱う個人情報につきましては、先ほどのご説明をさせていただいたとおりでございます。

電子計算機の結合する時期及び期間につきましては、こちらも同じで本審議会にて承認をいただけましたら、業者選定についての仕様を確定させていただきたいと思っております。

最後に、資料14でございます。

こちらは、このICTの保育園業務支援システムの導入及び保守業務にかかる措置といたしまして、委託の内容でございます。

内容といたしましては、大きく二つございます。導入支援と保守業務でございます。まず導入支援でございますが、こちらは、保育園ICTシステムの設計・構築と必要となる園児の情報等をデータ化するための業務の支援でございます。

そして、二つ目が、実際に導入をいたしました後、ICTシステムの稼働に際しまして、ヘルプデスクの設置やアクセスログの管理、障害・不具合等の対応で保守を行っていただくものと考えております。

該当者は同じです。

委託理由につきましては、導入支援については、保育現場に精通する事業者を活用することで、区に最適なシステムの構築とスムーズなデータ移行、システムの稼働が可能となると考えておりました。保守業務につきましても、システムの有効活用のために、専門知識・ノウハウを有する事業者を活用したいと考えているものでございます。

効果といたしましては、区に適したシステムの構築とデータ移行への支援によりまして、保護者の利便性向上、そして職員の保育士の皆さんの負担を最小限に抑えたシステムの導入ができるものと考えておりました。障害・不具合対応等も、専門業者に委託していることで、システムを利用する職員の負担を大きく軽減して、システムを効果的に運用できるものと考えております。

一括承認基準の該当の有無といたしましては、こちらも類型なし、項目なしで、過去の類似案件につきましても、先ほどの校務支援システムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置を挙げさせていただいております。

諮問理由につきましても、過去の類似案件はあるものの、新規事業でありますので、今回諮問させていただいております。

取り扱う個人情報につきましては、先ほどの別表のとおりでございます。7番、情

# 審 議 経 過

No.43

報の保護でございます。こちらは、別紙「特記事項」といたしまして、具体的には5ページ以降ですが、内容を変更している箇所だけ説明させていただきます。

資料14の3ページ目の下の部分でございますけれども、第2条、取り扱う個人情報の範囲につきまして、この上半分でございます、6「取り扱う個人情報」を記載させていただきました。

そして、第7条、再委託の制限といたしまして、委託事業者によって、保守業務の一部を再委託する可能性がございますので、再委託の「禁止」から「制限」というふうに変更させていただきました。

そして、第10条、資料等の返還義務につきましても、業務処理上、返還が困難である場合が認められますので、ただし書の規定を設けさせていただきました。

そして最後に、第11条、個人情報の取扱い状況の報告につきましては、半年に一度、6か月に一度というふうに追記をさせていただいております。

資料14の1ページ目にお戻りいただきまして、審議する対象範囲でございますが、導入支援におけるデータ移行に必要な個人情報の提供、そして、保守業務における、システム障害・不具合の復旧依頼、問合せ内容による個人情報の提供について、ご審議いただきたいというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、委託先につきましては、本審議会で承認をいただきましたら、プロポーザル方式で選定を予定してございます。ですので、先ほど出てきたような課題を解決するような仕様を確定いたしまして、プロポーザル方式の中で、よりよいシステムを選んでいきたいというふうに考えております。

契約締結予定日は、承認していただきましたら、プロポーザルにより業者を選定した日とさせていただきます。

雑駁ではございますが、資料12、13、14につきまして、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：ただいまの課長のご説明につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

C委員、お願いします。

C委員：これは、保育園にICTシステムを導入した場合、保護者等でそういう連絡方法が取れない方については強制ではなく、ほかの連絡手段もあるという理解でいいのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

保育課長：質問ありがとうございます。

委員がおっしゃるとおりでございます。必ずしも、このシステムを使わせるというようなことはございません。保護者の皆様のご希望もありますし、その辺のところは、今回モデル実施という形で行いますので、保護者の皆様のお声も聞きながら、今後、広げていくときにどうしていくのがいいかというのをしっかりと考えて、皆さんのやりやすいやり方を導入していきたいと考えております。ありがとうございます。

会 長：ほかに、特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、この諮問につきまして、確認を取らせていただきたいと思いま

# 審 議 経 過

す。

この諮問につきまして、是という方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

続きまして、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料15から17、諮問第15号、16号、17号について、保育課長よりご説明申し上げます。

会 長：お願いいたします。

保育課長：引き続き、よろしくお願い申し上げます。

15、16、17につきましても、区立保育園に対して、午睡チェックシステムというものを導入するための事業についてでございます。こちらも先ほどのICTシステムと同様、2園のモデル実施という形で実施するものでございます。

それでは、資料15をお取り出してください。

件名でございますが、保育園における午睡チェックシステム、この午睡というのは、いわゆるお昼寝のことでございます。こちらのチェックシステムによる個人情報の電算処理。

内容といたしましては、園児情報、午睡チェックの記録等をインターネット環境を利用したクラウドサービスにてデータ保管を行うものでございます。

対象者につきましては、区立保育園の0歳児及び新入園の1歳児約450名、区立保育園の0歳児及び1歳児の担当職員を予定しております。

理由といたしましては、現在、保育士が各歳児ごとに定められた時間ごとに、お昼寝をしている園児の姿勢や呼吸を目視でチェックをして、紙に記録してございます。この本システムにおきましては、お昼寝をしている園児に、センサーを衣服の上からつけて、体動の停止ですとか、うつ伏せ寝の状態かどうかといったような体の姿勢等をタブレットに記録いたしまして、それで、もしおかしな動きがあったり、おかしな状況が判明した場合にはアラームが鳴ると、そういったものでございます。区立保育園におきましては、お昼寝のときの事故防止及び保育士業務の負担軽減や心理的な負担軽減も含めております。効率化を図ることを目的としております。

一括承認基準の該当の有無といたしましては、こちらも類型該当なしでございまして、過去の類似案件、あえて類似案件とさせていただくとすれば、小学校の入退室管理システムによる個人情報のお子さんの情報を入れているということで、個人情報の電算処理を挙げさせていただいております。

諮問理由といたしましては、インターネット環境を利用して、今回、新規事業でもあるというところもでございます。

取り扱う個人情報といたしましては、こちらは、別表ではなく、ここに列挙させていただきました。園児のお名前、生年月日、クラス、そして振り仮名、園児の状態、平熱、こういったものを電算処理いたします。こちらは、園児ごとにお昼寝の状態を記録する必要があるのであります。

# 審 議 経 過

No.45

時期と期間でございますが、本審議会で承認をいただきましたら、業者選定についての仕様を確定していきたいと考えております。

続きまして、資料16、こちらは、保育園における午睡チェックシステムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置についてでございます。実際、この区立保育園での午睡時に、センサーによる呼吸の有無を検知して、それを自動記録するシステムの導入に係る支援及び保守業務委託でございます。

内容は導入支援と保守業務に分かれておりまして、導入支援につきましては、午睡チェックシステムの設計・構築と、必要となる園児の情報等をデータ化する業務でございます。

保守業務につきましては、午睡チェックシステム稼働に際しまして、使用方法等に対するヘルプデスク運用やシステム障害対応並びに不具合修正、アプリケーション提供の保守を実施していただくものでございます。また園児一人一人に装着するセンサー、先ほどのアラームのセンサーですけれども、こちらの電池残量が減った際には、新しい電池を提供するというものも保守業務に含まれてございます。

該当者は、先ほどと一緒です。

委託理由は、午睡のときの事故を防ぐためのシステムを適切に運用するためでございます。

効果といたしましては、使用方法等に対するヘルプデスク運用やシステム障害対応並びに不具合修正、アプリケーション提供の保守を実施することによりまして、システムを利用する職員の負担を大きく軽減して、システムを効果的に運用できることが期待されております。

一括承認基準の該当の有無でございますが、類型・個人情報の項目ともに、該当はなしでございます。

過去の類似案件も、先ほど同様、小学校の入退室管理システム運営の委託に係る措置を挙げさせていただきました。

諮問理由といたしましては、先ほど同様、過去の類似案件はございますが、新規事業でありますので、今回諮問させていただいております。

取り扱う個人情報も同じでございます。情報の保護につきましては、別紙「特記事項」のとおりといたしまして、資料16の3ページ目からが特記事項になっております。こちらで、実際に修正を第2条、第7条、第10条、第11条を変更させていただいておりますが、こちらは先ほどの区立保育園のICTシステムの資料12、13、14で説明したものと内容は全く同じでございますので、割愛させていただきます。

資料16の1ページ目にお戻りいただきまして、審議する対象範囲でございますが、こちらは、区から受託事業者へのシステム障害・不具合の復旧依頼、問合せ内容による個人情報の保護、そしてもう一つが受託事業者から区への復旧・回復確認作業、問合せ対応による個人情報の参照をご審議いただきたいと考えております。

委託先につきましては、本審議会で承認後、本システムを運用している事業者と契約するものと考えておりまして、契約締結予定日も本審議会でご承認いただきました後

# 審 議 経 過

No.46

に、契約締結請求を行い、速やかな導入を目指していきたいというふうに考えております。

続きまして、本日追加させていただきました資料17、こちらも先ほどの資料12から14のICTシステム同様、クラウドサービスの利用における電子計算機の結合もございましたので、本日追加をさせていただきました。

内容は、ほとんど変わらないんですが、区立保育園での午睡時にセンサーにより呼吸の有無を検知いたしまして、それを自動記録するシステムを導入いたします。このシステムの利用に伴いまして、園児の氏名等をはじめとしたデータをクラウドサービス上に登録し、データ保管するものでございます。

対象者は同じでございます。

相手先は、クラウドサービス事業者。

結合方法につきましては、こちらも園の端末などを使って、インターネットを介して園児の氏名、クラスなどを登録。こちらも事業者が決まりましたら、その事業者の方からフォーマット等を送っていただいて、実際にシステムの中に登録していくという流れになるかと想定しております。その上で、園のほうに配布されるタブレット端末及び午睡センサーを利用いたしまして、午睡時の園児の状態を記録・保存していくものでございます。

5番、理由でございますが、保育施設内での睡眠中の事故防止のために、午睡センサーが体の傾きや体動を検知いたしまして、アラームで知らせるシステムを導入いたします。検知した結果は、自動で記録されますので、午睡チェック事務の効率化も期待できます。また、園児一人一人の状況をリアルタイムで把握しつつ、同時に記録を行うためには、インターネットを介して安全に利用できる環境を整備する必要があると考えております。こちらも先ほどのICT導入と同じでセキュリティー対策というのは、しっかりと考えていきたいというふうに考えております。

3、一括承認基準の該当の有無でございますが、こちらも類型該当はございません。

過去の類似案件は、校務支援システム保守に係る電子計算機の結合を挙げさせていただきました。

諮問理由といたしましては、こちらも新規事業であり、一括承認基準に該当しないということで、理由は同じでございます。

取り扱う個人情報も、先ほどの資料15でご説明したものと変わりません。

最後に、資料17の裏面になってしまうかと思いますが、7番、電子計算機の結合する時期につきましては、本審議会でご承認いただきました後、業者選定についての仕様を確定して進めていくものでございます。

雑駁ではございますが、以上で午睡チェックシステムによる資料15から17の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

会 長： ただいまの保育課長からのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

A委員、お願いします。

A委員： こういう形で、先ほどの保育園のICT化も、それからこの午睡チェックシステムも、



# 審 議 経 過

No.47

民間等ではかなりやられているというふうに聞いています。それで、ちょっと午睡チェックシステムは、ちょっとネットでやると、いろいろなパターン、いろいろなやり方も、やり方というか、例えばマット式だとか、センサー式だとか、カメラ式とか、いろいろあるわけですけど、これを見ると呼吸の有無を検知しというのと、それとか体動とか、そういう形のセンサーをつけるパターンというところは、もう決定なんですかね。

会 長：課長。

保育課長：今、委員がおっしゃったところ、まさに我々の担当のほうでもいろいろ考えまして、委員のおっしゃったとおり、センサー型、マット型と大きく2種類ございます。我々で考えていますのは、今センサー型でございまして、マット型というのも実際にあるんですが、こちら保育者、いわゆる保育士の皆さんが歩いたときに誤作動を起こしやすいとも言われていまして、そういった意味でも、センサー型とマット型でしたら、センサー型のほうがよりいいのではないかという声もございまして、今はセンサー型で考えてございます。

会 長： A委員。

A委員： そして、センサーは、では子どもの数だけあって、子ども1人の、変な話、一つに1人の名前が登録されるようなイメージで、ずっとそれはちゃんと間違いなくその子につけないと駄目というか、当然ですよ、そういう作業をお昼寝の前に保育士さんがまずやると。そういうことでつけると作動して、ずっと記録を取るし、警報を鳴らしてくれるというシステムというふうに考えます。

そして、そのデータは、そうするとやっぱり名前とか、そういうもので入っていくわけだけど、ちょっと項目の中に、平熱とありましたよね。例えば、熱をはかるあれだとかいうふうになると思うんですけど、ちょっと申し訳ないけど、熱をはかるんですか、そのセンサーで。そうではなくて、平熱は記録をしておく、ということ、それ以上ははからないとか、何のためにこの熱というのが必要なのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけど、どうですか。

会 長：課長、お願いします。

保育課長：こちらの平熱のほうは、このセンサーではかるというふうには想定してございませんで、お子さんの情報を登録していく中で、この子のそもそもの平熱が何度なのかというところも何かあったときに、その後、熱をはかたりもすると思いますし、そういったところで使っていくということで、児童の情報を登録していく中で、そのお子さんの状況と、ここで書きました平熱というものを必要最小限のところを選択しているというところでございます。

会 長： A委員。

A委員： 何かあったとき、アラームが鳴るだけならあれですけど、例えばアラームというのは音が鳴るというイメージですけど、例えば文言、タブレットが配布されるようですが、そのタブレットにちょっと言葉とか、状態とかで表現がされるものなんでしょうか。危険な状況だと判断されたときに。

会 長：課長。

# 審 議 経 過

No.48

保育課長：実際は、どの業者のものにするかにもよるんですが、1例を挙げさせていただきま  
すと、実際タブレットに園児のずらっと出ていまして、それぞれ状態が動いたときには  
自動記録されるんですけども、例えば何かおかしい状況になった子が出たときには、そ  
の子の当然センサーがまず鳴りまして、タブレットのほうで、その子のところが点滅す  
るのちよっとあれですけども、アラームという形で表示されて、そこで急いでその  
子のところに行って、状況を確認するということですので、文字が例えば、何かがお  
かしいですとか、そういった文字が出てくるようなイメージではなく、何かその子に何  
かがあったということで反応するようなイメージでいただければと思います。また、ち  
よっと導入するシステムによっても変わってはくるんですが。

会 長： A委員。

A委員： それで、一つは、何もなければ大体ずっと何もないという、そういうものの記録が  
されるわけですね。その記録の保存期間というんですか、クラウドを使うといったと  
きに、どのくらい保管をされているものなのか、そして、それを廃棄するというのは、  
業者が廃棄するというよりは、多分区のほうで廃棄をする関係になるのかなとか思うん  
ですけど、例えば卒園してしまったら、名簿からは外すわけですね。そのときに、も  
うなくなってしまうものなのか、その辺のデータの取扱いの検討はどんなふうになっ  
ているのですか。

会 長： 課長。

保育課長：今、委員がおっしゃったところ、まさに今検討しているところでございまして、ど  
れぐらいの期間、保存しておくのがいいのか、通常は何事もないまま記録されていくの  
で、ただ何かがあったときには、遡ってどうだったかということも見なくてははいけな  
いので、その期間がどれぐらいが適切かというところは、書類の文書保存の関係もござ  
いますので、今と同じ設定でいいのか、それとも今後、少し少なく、短くしたほうがい  
いのか、その子が卒園するまでがいいのかというところは、システムの導入をする前に  
固めていきたいと思ひまして、現在検討中でございます。

A委員： 分かりました。必要なことかと思ひますので。

以上です。

会 長： ほかにはご意見はありませんでしょうか。

C委員、お願いします。

C委員： ほかの私立保育園などでの導入事例とかが先にあるということですが、そういうもの  
を研究されて、このモニタリングが園児の子たちの安全によりつなげると、保育士さん  
たちが見ている、直接見に行く頻度は、これによって減るのかなと思うんですけど、モ  
ニタリングが安全に資するという結果があるわけですね。

あと、個人情報という観点では、先ほど平熱ということ記録しておく必要があるか  
というお話もあったんですけど、最小限の範囲ということ考えると、例えば、その個  
別のデータと結びつけられていれば、園児の名前は要らないのではないかと、生年月日  
の日まで特定が必要なのかとか思ったりもするんですけども、結局、そのデータ全体  
をクラウドに保管するということになり、保守とかデータ移行についても、それを全部

# 審 議 経 過

No.49

扱ってもらおうということでは、それが必要になってくるし、その記録するもの全体が必要になってくるという理解ですよね。

あとは、恐らくお名前がちゃんとモニターに表示されるほうが、保育士さんとして、間違う、エラーの確率がすごく減るということで理解でいいんでしょうかね。

会 長：課長。

保育課長：ご質問ありがとうございます。

今、おっしゃられたところ、まさに我々も重要だと思っていて、一つ目のところで、この午睡チェックシステムというものを導入したとしても、今は保育士の方が目視で、例えば0歳とかですと、5分置きに1人ずつ見て、5分たって回ってきてとやっているんですけども、これがなくなるわけでは実はなくて、あくまでも補助する、午睡チェックを補助するシステムでございますので、機械でしっかりとセンサーでアラームを何かあったときには鳴らすことで、保育士の皆さんも5分置きに目視はずっと続けるんですけども、今ですとご本人が見ている、そこしか見れないわけですので、例えば後ろで何かあっても順番が来ないと見れなかったりもする可能性もありますので、すごく神経をつかって、物すごい心理的な負担の中で、自分が当番のときは一生懸命、保育士の皆さんはやっています、それを今回、機械が入ることで、自分の目視ももちろん続けるんですけども、機械のほうでも見ていてくれるということでのダブルチェックというところを、子どもの命を守るためには必要だというふうに考えています、今回のシステムもありますので、そういったところで、業務量はどちらかという、一つは、このダブルチェックが入ることによる心理的な負担での軽減と、もう一つは、今は実際、体の動きとかを手で書類を書いているんですけども、それがセンサーで自動的に記録されますので、それが手書きがなくなるということで、より子供の安全を守るためには、集中して対応ができるということが今回導入の一番の目的でもあるかなというふうに、まず思っています。

それで、あとは、名前についてなんです、こちら今、先ほど委員もおっしゃられたとおり、タブレットの中に表示されるので、1人、2人だったらまだいいんですけども、10人とかいる中で、ぱっと見たときに、どの子のというのが、やはり名前等で判断するところもありますし、その子の個人のデータとして記録されていくので、記号ではなくて、そこはちょっとお名前を使わせていただくというところでご理解をいただきたいというふうには思っております。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

会 長：それでは、ただいまの15、16、17の諮問につきまして、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

以上で、本日の諮問事項に関する審議は終了させていただきます。

引き続きまして、報告事項についてお願いいたします。

# 審 議 経 過

No.50

区民相談課長：続きまして、報告1から4につきましては、お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページでございます「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能なものでございますが、後日そのご報告をするというものでございます。報告につきましては、審議会事前一括承認基準に合致していることは、既に確認しております。

それでは、報告1「令和2年度「子どもへの暴力対策事業（CAP）」業務委託」及び報告2「令和2年度「レミダワークショップ園内研修」業務委託」について、保育課長より報告させていただきます。

会 長：お願いいたします。

保育課長：引き続き、よろしくお願いいたします。

まず、報告1でございます。

令和2年度、子どもへの暴力対策事業、こちらCAPと呼ばれる事業を実施いたしました。

内容といたしましては、セーフコミュニティ国際認証都市、また、子どもの権利条例を制定している都市といたしまして、子どもへの暴力防止の取り組みの一つでございますCAPプログラムのワークショップ、これは、職員、保護者、子供向けの3段階に分けて行う事業を実施いたしました。

対象者は、今回は区立の高南保育園の5歳児クラスを対象として実施いたしまして、理由・効果といたしまして、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育として、また保育士の資質の向上に資することを目的としたものでございます。

取り扱う個人情報、区が収集して事業者を提供するものはございません。事業者が収集するものといたしまして、氏名、健康状態、相談内容でございます。

取り扱う理由といたしましては、「子ども向けワークショップ」の中で、子どもが受託者スタッフに、最後1対1で話すお話タイムのようなものがございまして、そこで、「何でも話していい」という形で実施をされます。その際、結果的に子どもから自身の悩みですとか、出来事などが話される可能性がございましたので、このような取扱いをさせていただきました。実際、ほかの自治体等でやったときには、こういったことはあったそうなんですけれども、今回、豊島区で実施した際には、このお話タイムのような時間の中では、「面白かった」とか、そういう感想みたいなものだけだったということで、特に、重い相談といった悩みといったものはなかったというふうに報告を受けております。

5番の守るべき事項の該当性でございますが、1番、個人情報保護の管理責任体制は所管課により確認しております。

3番の業務の再委託につきましても、特にございません。

審議会事前一括承認基準につきましては、類型18に該当。

委託先は、NPO法人青い空さんのほうにお願いをいたしました。

委託の時期といたしましては、令和2年11月5日から令和3年1月15日で実施をさせていただきました。

# 審 議 経 過

No.51

以上が報告1でございます。

続きまして、報告2でございますが、こちらは、「レミダワークショップ園内研修」の業務委託でございますが、レミダというのは、内容のところでございますが、イタリアのレッジョエミリアという市で始まりまして、企業の廃材、廃材というのですが、実際は使われなかった材料ですので、新品のようなものでございます。中古のものではないという、そういう企業廃材を利用した表現活動のことをレミダと呼んでおりまして、そちらを子ども向けに、ワークショップ・保育士向けの振り返りを実施する、これを総称して、レミダワークショップとしまして、事業を実施させていただきました。

対象者は、区立の巣鴨第一保育園で実施いたしまして、理由・効果といたしましては、乳幼児期にふさわしい多様な経験の機会を確保するとともに、保育士の資質の向上に資することを目的としたものでございます。

取り扱う個人情報でございますが、区が収集して事業者を提供するものはございませんでした。また、事業者が収集するものとして、研修等に要する事項といたしまして、取り扱う理由の欄に書かせていただきましたが、実際、職員が子どもの様子や気づき等を記載して、それを回収したものを「職員向けの振り返り」に向けて、事業者のほうで整理をしたりしています。また、「子ども向けのワークショップ」の中では、受託者スタッフが、子どもの顔が映らないよう、作品等のワークショップの様子を撮影して、そのデータを使用して、先ほど申し上げた「職員向けの振り返り」の時間に実施をいたしました。また、子どもが名札をつけて参加をしていたということもございまして、研修等に要する事項を事業者が収集するものとして挙げさせていただいております。

5番の守るべき事項の該当性といたしましては、1番の個人情報保護の管理責任体制につきましては、所管課により確認しておりまして、3番の業務の再委託も特にございませんでした。

6番の審議会事前一括承認基準の該当性につきましては、類型16に該当しておりまして、委託先は、m i R e b aプロジェクト代表の石井希代子さんに委託をしております。

委託の時期といたしましては、令和2年10月23日から令和3年1月15日で行ったものでございます。

雑駁ではございますが、報告1、2は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご意見、ご質問がございましたら。

特にございませんようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告3「建築確認受理簿の電子化作業の委託」及び、報告4「建築計画概要書等の電子化作業の委託」について、建築課長よりご報告させていただきます。

会 長：建築課長、お願いします。

建築課長：ご説明させていただきます。

まずは、資料3のほうなんでございますが、建築確認受理簿の電子化作業の委託でご

ございます。

この下のところで、ちょっと誤記がございまして、「建築計画概要書及び確認索引簿の電子化作業」と、ここは記載されていますが、正確には、「建築確認受理簿の電子化作業」でございます。大変申し訳ございませんでした。

内容といたしましては、建築確認の受理簿の電子化作業でございます。

対象と取扱件数に関しましては、建築確認受理簿12冊分です。

理由と効果にいたしましては、職場内の保管文書の削減のためということです。

3番目の取り扱う個人情報にいたしましては、建築主の氏名でございます。

取り扱う理由といたしましては、電子化に伴う書類が記載されているためでございます。

5番目の守るべき事項の該当性ということで、一つ目の個人情報保護の管理責任体制に関しましては、プライバシーマークの使用許諾事業者でございます。2番目の取り扱う個人情報のセキュリティー対策といたしましては、個人情報を紙媒体で提供する委託でして、個人情報の保管場所管理体制と個人情報の管理について、チェックをしております。3番目の業務の再委託に関しましてはございません。

6番目の審議会事前の一括承認の基準については、19号に該当いたしております。19号は区が交付する、または受託者が収集する個人情報を外部記録媒体にデータに入力し、または電子処理を行うための資料を確保するものに19号は該当いたしております。

委託先といたしましては、株式会社ジェイ・アイ・エムです。

委託の時期といたしましては、令和3年2月17日から令和3年3月31日までの期間でございます。

では、資料4をお取り出してください。

件名は、建築計画概要書等の電子化作業の委託、サブタイトルといたしまして、建築計画概要書及び確認索引簿の電子化作業でございます。

2の業務委託内容といたしましては、同じく建築計画概要書及び確認索引簿の電子化作業になります。

対象者と取扱件数にいたしましては、建築計画概要書2回分です。16回から20回、各1回ずつが、12月に16回、1月が20回になっております。取扱件数といたしましては、確認索引簿が15冊になります。

理由と効果といたしましては、建築計画概要書、これまで区のほうの職員のほうで電子化作業を行っておりましたが、作業量を減らすため行いました。索引簿に関しましては、職場内の保管文書の削減を行うためでございます。

3番目の個人情報の取り扱う理由といたしましては、区が収集する事業者に提供するものといたしまして、①建築主の氏名、②建築主の住所、③建築敷地地名地番でございます。取り扱う理由といたしましては、電子化する書類に記載されているものでございます。

5番目の守るべき事項の該当性につきましては、一つ目、個人情報の保護の管理体制

# 審 議 経 過

No.53

にいたしましては、プライバシーマークの使用許諾を取得しております。2番目の取り扱う個人情報のセキュリティー対策といたしましては、個人情報の紙媒体に提供する委託、個人情報の保管場所の管理体制、個人情報の管理については確認してございます。3番目の業務委託の再委託については、基本的にございませぬ。

6番目の審議会一括承認基準は、先ほどと同じ19に該当しております。

委託先も、先ほどと同じ、株式会社ジェイ・アイ・エムです。

委託の時期に関しましては、令和3年2月17日から令和3年3月31日になってございます。

こちら、3番目も4番目も建築確認申請に関わる書類をそのまま建築課で電子化委託したものでして、建築確認申請というものは、基本的に、建物を建てる際に、例えば構造ですとか、建物の大きさですとか、あとは容積だとか、面積だとかをそれぞれ建築主も合わせて記録して出す書類がございますが、そちらを基本的には電子化して、6階の5番窓口にまちづくり情報コーナーというコーナーがありまして、そこに、基本的には情報を公開していることがございまして、そこに対して、例えば管理簿とか受理簿であれば、引き出しやすいもののように、こちらのほうで電子化して管理したものでして、あとは、建築計画概要書に関しましては、先ほど言った、5番窓口の情報提供するような形のものとなっております。

簡単ではございますが、説明については以上です。

会 長：以上は報告事項ではありますけれども、何かご質問ありますでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員：もう今、建築確認申請は、昔は区役所にやる、東京都にやる、今は民間がほとんどだというふうに聞いているんですけど、今回、行った電子作業というのは、そういう意味では、例えば1年分なのか、あるいは、過去のこれまで電子化されていなかったものを一遍にやったのか、そここのところも含めて、なぜ必要でこうなっているかというのを、もうちょっと教えてもらえますか。

会 長：課長。

建築課長：基本的には、委員がおっしゃるとおり、現在は民間による建築確認申請が主な内容になっておりまして、年間約900件当たりが、建築確認が来ているような状況です。この民間の建築確認と言われているものが、先ほど言った建築計画概要書になりまして、このうち約34件を電子化、今回委託したわけですが、通常の業務ですと、基本的には職員のほうで電子化しておりまして、それを5番窓口で情報を共有するという形を取っているんですが、そういった形で進めておりました。

必要性に関しましては、ちょっとやはり電子化、建築計画概要書に関しましては、通常でやっている業務を基本的に効率を高めるために、民間の業務委託を活用したという形になっております。そのほか、索引簿と受理簿に関しましては、やはり同じような形になるんですが、電子化して、大きな書類、古い書類を取り出してくるよりも、データで素早く検索できるように活用するような形のことを考えていたものでございます。

会 長：A委員。

# 審 議 経 過

No.54

A委員：ほとんど区では確認しないけど、民間がやってきたものが回ってくるのが、それが、そもそも電子データではないという、こういうことなんですね。紙ベースでも来ると。それを今まで保管して、区の職員が全部スキャンか何かして、あるいは、打ち直して、こういうふうにやっていたと、こういうことになっているわけですか。

会 長：課長。

建築課長：委員がおっしゃるとおりでして、紙媒体で民間確認審査機関から上がってくるものを職員が今まではやっておりました。

会 長：ほかにございませんようでしたら、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は、以上となります。

最後に、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。長時間ありがとうございました。今回は、令和3年度第1回目の審議会で行いましたが、諮問事項が多く、長時間にわたりご審議いただきました。また、緊急事態宣言中の開催となり、大変な時期にお時間をいただき、誠にありがとうございました。

次回は、令和3年度第2回審議会で行います。日程は、現在調整中ですが、7月中旬から下旬頃を予定しております。今後、詳細に日程調整させていただく予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。長時間にわたって、ありがとうございました。



# 審 議 経 過

No.55

合 議 結 果	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第1号 インクルーシブ教育システム構築に係るファイル整理ソフト開発業務委託</p> <p>諮問第2号 支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>諮問第3号 支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置</p> <p>諮問第4号 児童相談所業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用</p> <p>諮問第5号 （仮称）児童相談所業務システムによる個人情報の電算処理及びそれに伴う子育て相談管理システムによる電算処理の項目変更</p> <p>諮問第6号 （仮称）児童相談所業務システムの構築及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>諮問第7号 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」支給事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>諮問第8号 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業管理システム」（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>諮問第9号 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」事業の委託に係る措置</p> <p>諮問第11号 児童福祉補助システムの改修及び保守業務委託に係る措置</p> <p>諮問第12号 保育園業務支援システムの導入による個人情報の電算処理</p> <p>諮問第13号 保育園業務支援システムの導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>諮問第14号 保育園業務支援システムの導入支援及び保守業務にかかる措置</p> <p>諮問第15号 保育園における午睡チェックシステムによる個人情報の電算処理</p>
---------	---

# 審 議 経 過

No.56

	<p>諮問第16号 保育園における午睡チェックシステムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>諮問第17号 保育園における午睡チェックシステム導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。</p> <p>諮問第10号 インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p> <p>次の事項について報告された。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 令和2年度「子どもへの暴力対策事業（CAP）」業務委託</li><li>(2) 令和2年度「レミダワークショップ園内研修」業務委託</li><li>(3) 建築確認受理簿の電子化作業の委託</li><li>(4) 建築計画概要書等の電子化作業の委託</li></ul>
提出された資料等	<p>資料1 インクルーシブ教育システム構築に係るファイル整理ソフト開発業務委託</p> <p>資料2 支援対象児童等見守り強化事業に係る個人情報の本人以外からの収集</p> <p>資料3 支援対象児童等見守り強化事業の委託に係る措置</p> <p>資料4 児童相談所業務及び子育て支援業務に係る個人情報の目的外利用</p> <p>資料5 (仮称) 児童相談所業務システムによる個人情報の電算処理及びそれに伴う子育て相談管理システムによる電算処理の項目変更</p> <p>資料6 (仮称) 児童相談所業務システムの構築及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>資料7 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」支給事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>資料8 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業管理システム」(仮称)による個人情報の電算処理</p> <p>資料9 「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」事業の委託に係る措置</p> <p>資料10 インターネットサイトによる寄附金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合</p>

# 審 議 経 過

No.57

	<p>資料 1 1 児童福祉補助システムの改修及び保守業務委託に係る措置</p> <p>資料 1 2 保育園業務支援システムの導入による個人情報の電算処理</p> <p>資料 1 3 保育園業務支援システムの導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>資料 1 4 保育園業務支援システムの導入支援及び保守業務にかかる措置</p> <p>資料 1 5 保育園における午睡チェックシステムによる個人情報の電算処理</p> <p>資料 1 6 保育園における午睡チェックシステムへのデータ移行及び保守業務の委託に係る措置</p> <p>資料 1 7 保育園における午睡チェックシステム導入に伴うクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>報告 1 令和 2 年度「子どもへの暴力対策事業（CAP）」業務委託</p> <p>報告 2 令和 2 年度「レミダワークショップ園内研修」業務委託</p> <p>報告 3 建築確認受理簿の電子化作業の委託</p> <p>報告 4 建築計画概要書等の電子化作業の委託</p>
--	--